

石川県

### はじめに



人権とは、全ての人々が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利として憲法で保障されております。

21世紀は「人権の世紀」とも言われ、人権の尊重が平和の礎であるということを再認識するとともに、真の人権尊重社会を実現することが求められています。

そして、そのためには、私たち一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、お互いを思いやる心を大切にして、差別や偏見のない心豊かな社会を作り上げることが最も大切であります。

本県においても、人権尊重の気運を県民生活の中に定着させていくため、平成12年に「人権教育のための国連10年石川県行動計画」を策定するとともに、平成17年に新たに策定した「石川県人権教育・啓発行動計画」に基づき、その取り組みを発展させ、様々な人権教育・啓発の推進に努めてまいりました。

こうした取り組みの成果もあり、人権問題に対する正しい理解や認識は深まってきておりますが、一方で、誤った知識や偏見に基づく差別が今なお根強く存在しているのも事実であります。

また、東日本大震災を契機として、新たに、高齢者など配慮を必要とする方々の災害時における人権の尊重が課題となるなど、人権問題はますます多様化し複雑化しております。

かかる社会状況のもと、県では、平成25年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果も踏まえ、今回新たに「石川県人権教育・啓発行動計画」(改定版)を策定することとし、本県の実情に即したきめ細かい取り組みを一層推進することといたしました。

今後とも、本計画に基づき、国、市町をはじめ関係機関などと十分連携を図りながら、本県の人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進してまいりたいと考えておりますので、県民の皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました関係者の方々に 心から感謝申し上げます。

平成27年3月

石川県知事 谷 本 正 憲

# 目 次

第1章	計画の基本理念			
	1	計画策定の趣旨	• 1	
	2	人権尊重の基本理念	• 1	
第2章	計画	画策定の背景		
	1	国際的な潮流	. 3	
	2	国内の動向	• 4	
第3章	人村	権をめぐる県民の意識		
	1	平成25年度「人権問題に関する県民意識調査」の概要	. 6	
	2	平成25年度人権問題に関する県民意識調査結果の特徴と分析	. 6	
第4章	人村	権教育・啓発の推進		
	1	人権教育	12	
	2	人権啓発	·13	
	3	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	·14	
		(1) 学校	·14	
		(2) 保育所・幼稚園・認定こども園	·16	
		(3) 地域社会	·16	
		(4) 家庭	17	
		(5) 企業・職場その他の一般社会	·18	
第5章	特別	定の職業従事者に対する人権教育の推進		
	1	教職員・社会教育関係職員	.20	
	2	医療・保健関係者	.20	
	3	福祉関係者	·21	
	4	消防職員	·21	
	5	警察職員	·21	
	6	公務員	.22	
	7	マスメディア関係者	.22	

第6章	配原	<b>鬘すべき人権問題への対応</b>			
	1	女性	23		
	2	子ども	26		
	3	高齢者	29		
	4	障害のある人	32		
	5	同和問題	34		
	6	外国人	38		
	7	感染症患者等 (H I V、ハンセン病等 )	40		
	8	公正な採用選考への取り組み	42		
	9	インターネットによる人権侵害と個人情報の保護	43		
	10	北朝鮮当局による拉致問題	44		
	11	犯罪被害者等	45		
	12	性的少数者の人権	46		
	13	災害と人権	47		
	14	その他の人権(刑を終えて出所した人など)	48		
第7章	計画の推進				
	1	推進体制等	49		
	2	県民の参加及び国等との連携	49		
	3	指導者の養成と人材の活用	50		
	4	教材・学習プログラムの開発等	51		
	5	普及啓発	52		
	6	計画の見直し	53		
用語解詞	<b></b>		54		

### 第1章 計画の基本理念

#### 1 計画策定の趣旨

平成17年3月に策定した「石川県人権教育・啓発行動計画」に基づき、これまで様々な人権教育・啓発を推進してきたことにより、県民の人権問題への正しい理解や認識が深まってきています。一方、誤った知識や偏見に基づく差別が今なお存在する中で、新たに災害時の高齢者、女性、障害のある人等に対する人権尊重への配慮の問題や、更には北朝鮮当局による拉致問題等が生じています。

国では平成12年12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、地方公共団体の責務として、地域の実情を踏まえた人権教育・啓発に関する施策を策定し実施するよう規定されており、これに基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」について、平成23年4月に新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」を盛り込むため変更を加えているところです。更に、同年12月の中央防災会議において、災害時の人権尊重への配慮の観点から防災基本計画の見直しが行われているところです。

また、本県では、平成25年度に「人権問題に関する県民意識調査」を実施しており、これにより明らかとなっている本県の実態に基づき、学校、地域、家庭、職場その他様々な場を通して、県民がそれぞれのライフスタイルに応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践できるようにするため、本県としての人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、施策の方向性を示すため、「石川県人権教育・啓発行動計画(改定版)」を策定するものです。

#### 2 人権尊重の基本理念

人権とは、全ての人々が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、 社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸 福な生活を営むために、欠かすことのできない権利だと言われています。

今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和がいかにかけが

いのないものであるかを学びました。しかし、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している状況が続いております。紛争の背景は一概に言えませんが、人種、民族間の対立や偏見、差別の存在が大きな原因の一つであると思われます。こうした中、全ての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、「人権の共存」が達成されることが重要です。つまり、人権が国民相互の間において共に尊重されること、言い換えると、各人の人権が調和的に行使されることが必要です。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、全ての人々が、相互に人権の共存の重要性について、知識及び感覚の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められます。

したがって、人権尊重の基本は、自分の人権のみならず他人の人権についても 正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う こと、として理解すべきものです。

### 第2章 計画策定の背景

#### 1 国際的な潮流

二度にわたる世界大戦は、人々の生活を破壊し、世界各地で多くの犠牲者を出す結果となりました。特に第二次世界大戦における人権侵害、人権抑圧には目に余るものがありました。こうした反省から、人権の尊重が世界平和の基礎であると認識され、昭和23年(1948年)第3回国連総会において、基本的人権を確立するための「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。

それ以降、国連は世界人権宣言を実効あるものにするため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などの人権関係諸条約を採択するとともに、「国際人権年」など解決すべき重要なテーマごとに、種々の「国際デー」、「国際年」、「国際の10年」などを定めて世界中にその普及と協調行動を提唱し、人権が尊重される世界の実現に向けて取り組んできました。

こうした取り組みにもかかわらず、東西対立の崩壊後も期待された世界平和は 訪れず、世界各地で地域紛争やこれに伴う人権侵害、難民発生など深刻な問題が 多発しました。

このような厳しい国際社会の状況下、国連では平成7年(1995年)から10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、世界各国の政府に人権教育に積極的に取り組むよう行動計画を示し、人権教育を通じて人権文化を世界に築くための取り組みを展開してきました。

ところが、平成13年(2001年)にアメリカで起こった同時多発テロなど、重大な人権侵害が世界各地で起き、多くの犠牲者を出しております。

「人権の尊重が平和の基礎である」ということが、世界共通の認識として再認識される必要があります。このような中で、文化の違いを超えて、「人権の世紀」がスタートしました。

平成16年(2004年)12月の第59回国連総会においては、「人権のための国連10

年」の終了を受け、全世界的規模で人権教育を更に発展させるために、平成17年(2005年)1月1日から開始される「人権教育のための世界計画」を宣言する決議が採択されました。この計画では、第1段階(2005年~2009年)においては初等中等教育への人権教育、第2段階(2010年~2014年)においては高等教育における人権教育及び教育者、公務員、法執行者等への人権研修を求めています。

#### 2 国内の動向

このような国際的な人権尊重の流れの中、我が国は、第二次世界大戦終了後の昭和21年(1946年)「国民主権」、「平和主義」とともに、「基本的人権」をその基本原理とする日本国憲法を公布し、昭和31年(1956年)には国連に加盟し、国際社会の仲間入りを果たしました。

そして、国際社会の一員として今日までに「国際人権規約」を始め人権関連の 諸条約を締結するとともに、国連が提唱する多くの国際年に取り組み、さらに、 これらの趣旨に基づいて関係の国内法を整備するなど、基本的人権の尊重と人権 意識の高揚を図るための各種施策を推進してきました。また、平成7年(1995 年)には、国連決議を受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための 国連10年推進本部」を設置し、平成9年(1997年)に人権という普遍的文化を構 築するため、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しまし た。

特に、我が国固有の問題である同和問題については、昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申が、「その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と指摘したのを受け、昭和44年(1969年)以降その解決に向け、同和対策事業特別措置法などの法律が制定され、同和問題の早期解決に向けた特別対策が実施されてきました。その結果、生活環境等が一定の改善をみたことにより、地域改善対策事業特別措置法は平成14年(2002年)3月に失効しました。

平成11年(1999年)7月、人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を法務大臣、文部大臣(現文部科学大臣)及び総務庁長官(現総務大臣)に対して行い、平成12年(2000年)には「人権教育及び人権啓発に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を明記するとともに、これを

総合的かつ計画的に推進するため、平成14年(2002年)3月、同法に基づく国の 「人権教育・啓発に関する基本計画」が示されました。

この基本計画に基づき、文部科学省は調査研究会議を設置し、学校教育における人権教育の指導方法等の在り方について調査研究を進め、平成16年(2004年)の第一次とりまとめ、平成18年(2006年)の第二次とりまとめを経て、平成20年(2008年)に「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を公表しました。

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」は、その後、平成23年(2011年) 4 月に「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する事項が追加されました。

# 第3章 人権をめぐる県民の意識

#### 1 平成25年度「人権問題に関する県民意識調査」の概要

- (1) 平成25年(2013年)12月に「人権問題に関する県民意識調査(以下「今回調査」という。)」を実施するため、県内在住の成年3,000人に調査票を送付し、返送された回答から、有効回答の1,375票(回収率45.8%)を分析しました。
- (2) 前回の「人権問題に関する県民意識調査(以下「前回調査」という。)」は平成15年(2003年)12月に2,000人を対象に実施しています。
- (3) 今回調査は、この10年の社会環境の変化により関心が高まっている分野に関し、新たに「行政機関が特に積極的に取り組むべき人権問題」(1問)「犯罪被害者等の人権侵害(1問)、「インターネットによる人権侵害」(2問)「性的少数者の人権」(2問)の分野で新たに6問追加し、従来からの「風習・習慣」「差別に対する考え」「高齢者」、「女性」、「子ども」の人権、「同和問題」など合わせて質問項目は39項目(前回調査39項目)について調査しました。

#### 2 平成25年度人権問題に関する県民意識調査結果の特徴と分析

39項目にわたり調査したもののうち、前回調査に比べ県民意識の傾向に変化が見られるものについての主な分析結果は、次のとおりです。

(1) 関心のある人権問題では、1位が「高齢者に関する問題」を選択した人で63.6%、2位が「子どもに関する問題」で62.2%、3位が「障害のある人に関する問題」で60.7%となっており前回調査に比べると、高齢者への関心が4位(50.4%)から1位(63.6%)と非常に高まっており逆に障害者への関心が1位(64.8%)から3位(60.7%)となりました。

これは、高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及び認知症 高齢者の増加により、様々な問題(介護機能の低下、社会的孤立など)が懸

念されることや都市化、核家族化、情報化などの子どもを取り巻く環境の変化により、子どもの身体面、精神面に影響を与えており、学校ではいじめや不登校などの問題が起こっていることから、関心も高まっていると考えられます。

(2) 「人権に対する関心」が71.1%と前回 (77.8%) に比べ6.7ポイント減少していますが、これは、年齢別のデータを見ると30歳代、40歳代の関心の低下 (30歳代:79.1%→63.5%、40歳代:76.2%→66.4%) が影響していると見られます。

この世代の関心が低下している原因を特定することは困難ですが、労働環境の変化により日々の暮らし以外への関心が薄れ、人権問題を身近な問題として理解できていないと考えられます。

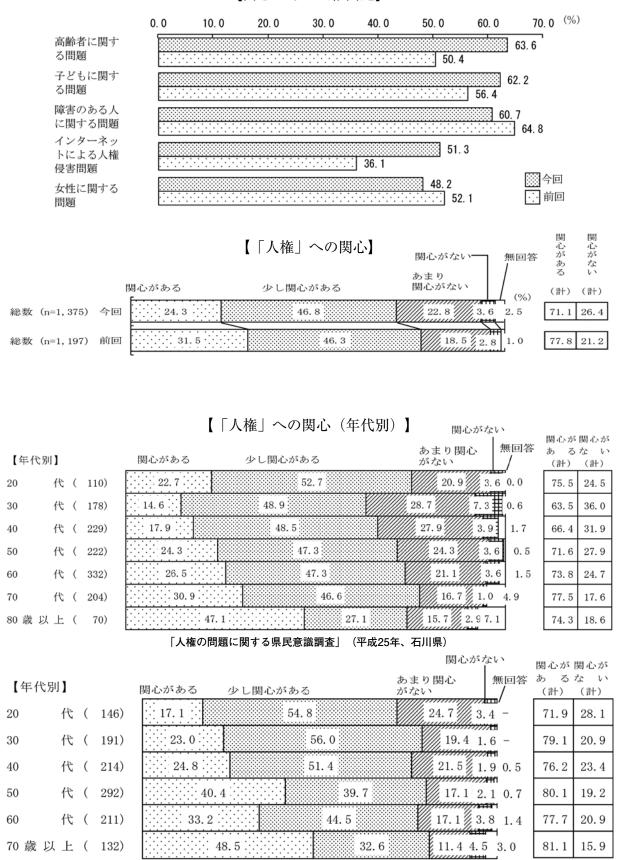
(3) 同和地区や同和問題に対する認識では、「知っている」「聞いたことがある」を合わせると、63.6%と前回調査(65.8%)と比べ若干減少していますが、平成5年度の調査時の62.8%と比べ若干増加している状況です。また、20歳代~40歳代の認識が59.0%~62.9%となっており、全体から見ると低い結果となりました。

この世代は、現在の生活が厳しいことにより、人権問題を身近な問題として理解できていないことのほかに、学校で教わった記憶が薄らいでいるとも考えられます。

- (4) ①講演会・研修会への参加や②広報紙・冊子等による認知が前回に比べ大幅に低下(①47.0%→29.4%、②63.4%→49.2%)しています。特に講演会・研修会への参加率の低下は著しく、全体的に関心が低下しており、なかでも非正規従業員や無職の高齢者の関心の低下が目立っています。
- (5) 行政への要望については、「学校において、人権に関する教育を充実させる」が59.3%と最も高く、次いで「行政機関が、人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人を支援・救済していく」が43.7%となっており、行政に対し、学校教育の充実や社会的弱者への支援・救済に対して期待感を持っていることがわかりました。

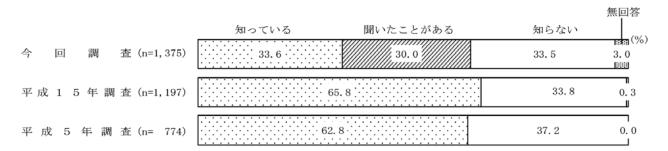
学校における人権教育や地域での講演会・研修会による人権啓発、更には 行政による社会的弱者への支援の在り方について、県民意識の変化を捉えな がら、有効な対応策を検討します。

#### 【関心のある人権問題】

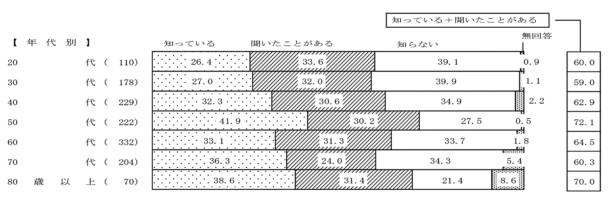


「人権の問題に関する県民意識調査」(平成15年、石川県)

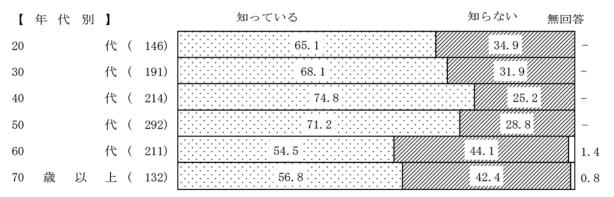
#### 【同和地区や同和問題に対する認識】



#### 【同和地区や同和問題に対する認識(年代別)】

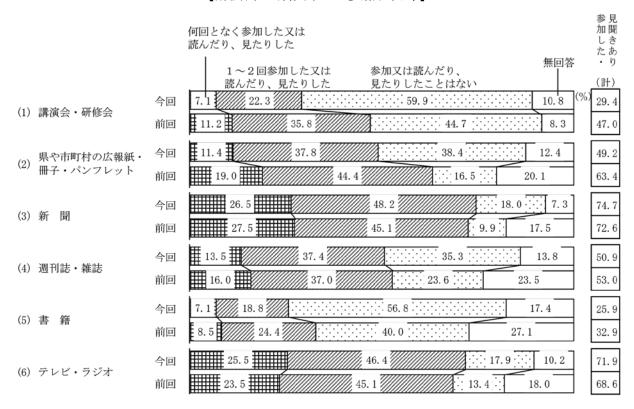


「人権の問題に関する県民意識調査」(平成25年、石川県)

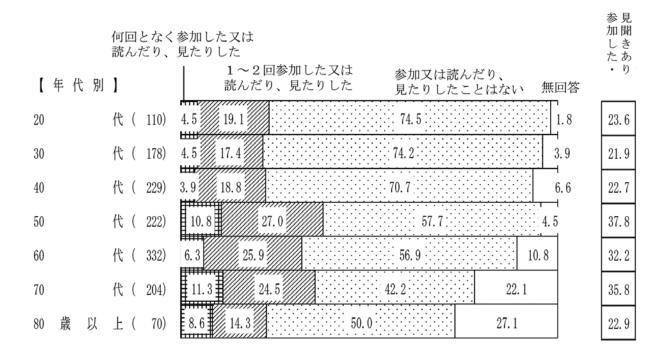


「人権の問題に関する県民意識調査」(平成15年、石川県)

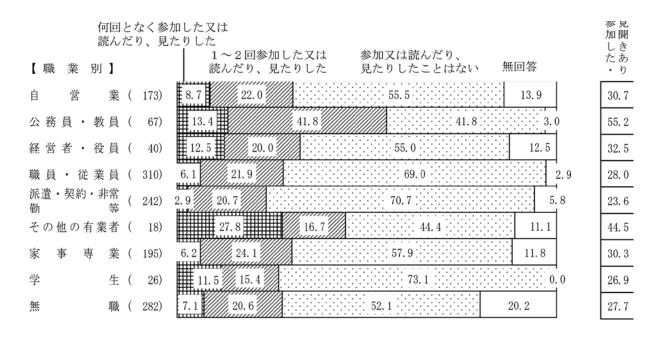
#### 【講演会・研修会への参加状況等】



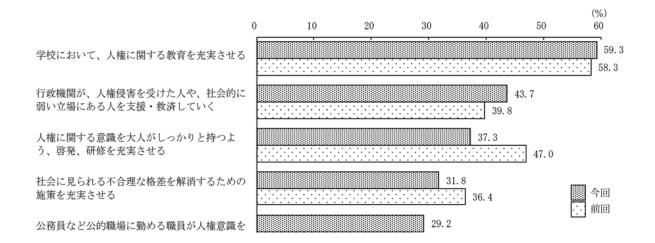
#### 【講演会・研修会への参加状況等(年代別)】



#### 【講演会・研修会への参加状況等(職業別)】



#### 【行政への要望について】



# 第4章 人権教育・啓発の推進

人権問題は県民全てに関わる問題です。人権意識を高めていくためには、学校・家庭・職場・地域などあらゆる場を通じて、人権に関する教育・啓発が実施されることが重要です。

そこで、広く県民の間に、人権尊重意識の普及高揚を図れるよう研修・情報提供・広報活動等の人権教育・啓発を進めていきます。

#### 1 人権教育

人権教育については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいう。」と規定されています。

基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学 校教育及び社会教育を通じて推進していくことが必要です。

#### (1) 生涯を通じた人権教育

人権教育は、県民一人ひとりの生涯の中で様々な機会を通じて実施されること により効果を上げるものです。

そのため、県民が生涯のあらゆる機会を通じて学習することができるよう、学 習環境の整備や、多様な学習機会の充実を図るなどの取り組みを推進します。

#### (2) 実践的な行動につながる人権教育

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、自他の人権を守ろうとする意識、態度や、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成することを目指しています。

そこで、人権教育の成果が県民の実際の行動として現れるような人権意識が身に付くよう、対象者の家庭、学校、地域社会などにおける日常生活の経験等を具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らした人権教育を推進します。

#### (3) 人権の共存の心を育む人権教育

人権擁護推進審議会答申は人権尊重の理念を「自分の人権のみならず、他人の 人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相 互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方ととらえる」としています。

人権擁護施策を県政の重要課題として位置づけ、「心豊かな人づくり」に取り 組んでいる本県としても、県民が異なった文化や習慣、また他人の考え方を十分 理解し、人権を相互に尊重し合う心を育み、ひいては「人権が共存する石川県」 が実現するよう十分配慮した人権教育を推進します。

#### 2 人権啓発

人権啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と規定されています。

人権問題は自分自身の問題であり、人権が尊重される社会は県民一人ひとりの 努力によって築き上げられるものです。そのためには、県民が自ら人権尊重社会 確立の担い手であることを認識し、人権尊重の理念についての理解を深めること に主体的に取り組むことが重要です。

このような観点から、行政からの多様な学習機会の提供、啓発、情報の提供などにより県民が人権尊重の理解を深めやすい環境づくりを推進します。

#### (1) 県民に対する人権啓発

人権尊重の意識の高揚を目指して、人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに日常の態度や行動につながる人権感覚が身につくよう、「人権の日(12月10日)」、「人権週間(12月4日~10日)」、「人権啓発推進月間(8月)」を中心に、従来からの街頭啓発・講演会・人権啓発フェスティバルのイベントや啓発冊子「人・人・人への思いやり」等による人権知識の普及に加え、近年では地域プロスポーツと連携したサポーターカード配布や郵便はがきを活用した人権メッセージの普及などを通して、同和問題をはじめとする女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、感染症患者など様々な人権問題の啓発活動を進めてきました。

今後とも、国や市町・関係団体等との連携を図りながら、人権が尊重される社

会の確立に向けて、各種、きめ細かな人権啓発を推進します。

#### (2) 企業等における人権啓発

企業等は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業等の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。特に県民意識調査にも表れているとおり、30歳代~40歳代の人たちの人権意識が10年前(前回調査)に比べ低下していることから、企業等においても従業員に対する人権啓発に取り組むことが求められます。企業等が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、研修会の開催、啓発冊子の作成・配布のほか、企業内研修の際の講師派遣、啓発ビデオ等教材の貸出しを行うなど、企業等が行う人権啓発推進活動を積極的に支援する施策を推進します。

#### (3) 人権擁護委員との連携

人権擁護委員は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚のために様々な啓発活動を展開しています。国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であると記述されており、本県でも人権擁護委員と連携・協力して人権啓発活動を進めてきました。

今後も、行政が開催する講演会やイベントと併せて人権擁護委員の協力を得ながら人権相談、交流会を開催することにより、人権啓発を推進します。

#### 3 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

#### (1) 学校

学校においては、児童生徒が有する人権を大切にするとともに、一人ひとりの子どもの可能性を最大限に伸ばす教育が重要です。学校の主役は子どもであり、そのため、子どもの人権に配慮した教育環境が守られなければなりません。しかしながら、いじめや不登校など、子どもの人権が侵害される問題が増加していま

す。社会の変化の中で子どもが被害者になるばかりでなく、人権侵害の加害者になることもあり、人権の大切さを理解し、お互いを認め合い尊重し合うことが重要となっています。また、将来、国内外の多様な人々と関わる社会の中で主体的に生きる子どもたちにとって、自らが豊かな人間性や人権感覚を身に付けることが一層大切となってきています。

そのため、全教職員が人権教育の意義を正しく理解するとともに、教職員の人権教育に果たす役割の重要性を自覚し、児童生徒がその発達の段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に表れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、次の施策を推進します。

- ア 児童生徒の発達の段階に応じ、また、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神を培い、人権尊重の理念や、同和問題などの様々な人権課題への正しい理解と認識を深めていきます。そして、あらゆる差別や偏見をなくして、互いを認め合い尊重し合う望ましい人間関係を築こうとする態度を育てることに努めます。
- イ 教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間における、受容的・共感的・支持的な人間関係を育成するとともに、自分の大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が感じとることができるような、人権尊重の視点に立った学校づくりを推進します。
- ウ 児童生徒の人権に関する知的理解と人権感覚を涵養するため、児童生徒の発達の段階を踏まえた全体計画・年間指導計画に基づき、人権尊重の教育を計画的に推進します。また、小・中・高等学校の一貫した人権教育が推進できるよう、校種間の連携に配慮し、適時性・系統性を踏まえた指導の充実に努めます。
- エ 教職員のライフステージに対応した系統的な研修を実施し、指導力の向上に 努めます。また、人権教育に取り組むための研修体制を確立するため、研修内 容や研修方法の工夫に努めるとともに、人権教育に必要な資料の充実に努めま す。
- オ 家庭・地域社会に人権教育の重要性を啓発し、保護者・関係機関との連携を 図ります。

#### (2) 保育所・幼稚園・認定こども園

人権感覚の芽生えは人間形成の基礎が培われる乳児期から始まると言われており、乳幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に対する親しみ、生命の大切さ、 豊かな心の醸成などに努めることが大切です。

そのため、乳幼児が友達とのかかわりの中でのきしみ、もどかしさ、喜びなど、 集団生活の場としての保育所・幼稚園・認定こども園での体験を通じて、人間形成の基礎を培い、他人を思いやる心、人権を大切にする心を育むために次の施策 を推進します。

ア 乳幼児が経験する自然体験や音楽・劇等の表現体験を重視し、他人を思いやる心、命を大切にする心を育む取り組みを推進します。また、発達段階に応じて、幼児が主体的に体験活動に参加する機会を設け、人権を尊重する子ども相互の関係づくりや集団活動を効果のあるものにするための保育活動を推進します。

- イ 職員に対し、子どもの人権に関する研修を充実します。
- ウ 家庭や地域社会と連携して、人権を大切にする心を育てる保育の推進に努めます。

#### (3) 地域社会

社会教育においては、人権を現代的・社会的な学習課題の一つとして取り上げた教育振興基本計画に基づき、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があり、その際には、人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められています。

そのため、学校教育や家庭教育との連携のもと、生涯学習の視点に立って、学習者の実態、地域の実情等に即した系統的かつ継続的な人権教育の推進に努めるとともに、社会教育関係団体との連携を進め、指導者の養成・確保や多様な学習機会の一層の充実、より効果的な学習プログラムの開発等に努めるため、次の施策を推進します。

ア 市町が行う人権に関する学習活動を支援するため、人権教育担当者の研修の 充実を図るとともに、PTAや婦人団体等の社会教育関係団体における指導者 層の研修を充実します。

- イ 人権に関する各種資料・教材の充実を図るとともに、啓発資料集や学習活動 実践事例、講師等に関する情報を提供し、効果的な学習活動の推進に努めます。
- ウ 公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設が行う事業及び社会教育関係 団体などが実施している地域の活動を通じて、県民の人権問題に関する学習意 欲を喚起し、また、理解を深めるための多様な学習機会の提供に努めます。
- エ 人権教育の推進に当たっては、学習者の実態、地域の実情、学習形態の特質などの各種の条件に応じた効果的な方法で行うとともに、学校教育や家庭教育との連携を深め、生涯にわたる多様な学習機会の充実に努めます。また、学習参加者が、人権問題を自らのこととして考えることができるよう、内容及び方法の創意工夫に努めます。
- オ それぞれの地域における人権の学習は、学校、家庭、地域社会及びNPOを 始めとする民間団体等が相互に連携し、地域住民が一体となった取り組みとな るよう創意工夫に努めます。
- カ 人権擁護委員等と連携しながら、人権講演会、出前講座など様々な機会を捉え人権相談等を開催します。

#### (4) 家庭

家庭教育は、乳幼児期から子どもに基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他者への思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的マナーなどの基礎を育む上で、極めて重要な役割を担っています。差別的な意識も、家庭における言動を通じて子どもに再生産されてしまう場合が少なくないと指摘されており、親等が人権問題を正しく理解した上で子どもに接することが大切です。

そのため、家庭教育では、親等が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常 生活を通じて自らの姿を持って子どもに示していくことが重要であり、親等と子 どもが相互の理解を深めるとともに、社会教育や学校教育における人権教育の取 り組みが家庭において理解されるよう、次の施策を推進します。

- ア 家庭における人権尊重意識の高揚を図り、理解を深めるため、PTA活動等 を通じて親等に対し、情報や学習機会の提供などの家庭教育に対する支援を一 層充実します。
- イ 子育てについての研修会の開催や県広報等を通じた啓発、学習機会の提供に 努めるとともに、子育て支援についての各種相談機関による相談機会の拡充、

相談員の資質の向上に努めます。

- ウ 男女共同参画社会の実現に向けた家庭や地域社会の在り方についての啓発、 情報の提供に努めます。
- エ 30歳代から40歳代の県民の人権意識の向上を図るため、家族で利用する商業 施設での人権情報の提供に努めます。

#### (5) 企業・職場その他一般社会

本県においては、県民の人権意識の高揚を図り、広く県民に人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会・人権啓発フェスティバルの開催、街頭キャンペーンの実施、マスメディアの活用、ポスター・リーフレット等の配布などきめ細かな啓発活動を推進しています。また、県内には、国が市町に総勢180人(平成26年(2014年)12月現在)の人権擁護委員を配置し、県民の人権擁護活動に当たっています。

こうした取り組みによって、県民の人権尊重意識は深まってきていますが、人権問題の解決に向けた取り組みはこれで十分とは言えません。さらに人権に関する理解と認識を深め、人権尊重の社会づくりへ向けての気運の醸成を図るため、啓発内容等について創意工夫に努める必要があります。また、県内には人権相談窓口等が設置されていますが、必ずしも県民に周知徹底されていない側面があります。

また、企業については、今日その社会的責任が求められています。人権問題についても例外ではなく、事業主は、男女共同参画社会の実現、少子高齢社会への対応が求められている中、同和問題を始めとした人権問題に十分配慮する必要があります。

県内の従業員50人以上の事業所においては、公正採用選考人権啓発推進員を中心として、人権を尊重した職場づくりと、職業選択の自由を確保するための公正な採用選考に向けた取り組みが進められています。

そのため、企業・職場その他一般社会においても、人権尊重意識の一層の高揚 を図るため、これまでの取り組みを踏まえつつ、次の施策を推進します。

ア 人権関連情報を県民に提供し、その普及啓発に努めます。また、効果的な啓 発活動を推進するため、指導者の育成に努めるとともに、研修会・講演会等の 開催、啓発の方法、啓発に関する教材、資料等について一層の創意工夫に努め ます。

- イ 人権に関する資料やイベント等の情報の収集を行い、県民に対する情報提供 に努めます。
- ウ 県民の人権に関する悩みごと、困りごと等の相談に適切に対応していくため、 相談窓口、支援体制等の充実を図るとともに、その周知に努めます。
- エ 地域に根ざした人権擁護活動の一層の推進を図るため、地方法務局、市町等 との連携のもと、人権擁護委員制度の周知はもとより、同委員と気軽に情報交 換できるように、行政が開催する講演会やイベントと併せて人権擁護委員の協力を得ながら相談会、交流会の開催の支援に努めます。
- オ ボランティア活動は、実践的な人権感覚を身に付ける場として期待でき、大いに人権教育に資するものです。一人でも多くの県民が積極的に参加できるよう、体験の機会や情報の提供を行うなど、活動の支援・促進に努めます。
- カ 企業に対しては、その社会的責任の自覚を促し、男女共同参画社会の実現、 少子高齢社会への対応などに果たすべき役割を始め、公正な採用選考について も、基本的人権に配慮した適切な対応が図られるよう一層の啓発に努めます。
- キ 大学において、人権に関する教育が一層行われるよう働きかけます。

### 第5章 特定の職業従事者に対する人権教育の推進

#### 1 教職員・社会教育関係職員

人権を尊重した学校教育を推進するためには、教育活動に携わる全ての者が豊かな人権感覚を身に付けることが不可欠です。

本県においては、校長・教頭研修会を始め、初任者研修、5年経験者研修、10年経験者研修など、教職員のライフステージに対応した系統的な研修の充実に努めています。また、人権教育推進会議で各学校における人権教育の取り組みについて協議し、人権教育の充実を図るとともに、教職員の人権に対する認識を深めて幼児・児童・生徒の豊かな感性を育み、人権を尊重した学校教育が展開できるよう努めています。

しかしながら、今なお学校においては、いじめや不登校など児童生徒の人権にかかわる問題が生じています。家庭や地域社会、関係機関などとの連携を深め、これらの問題を解決するための取り組みを実施することが引き続き重要な課題となっています。

そのため、教職員については、自らが人権に対する十分な認識と子どもへの愛情や教育への使命感を持ち、教育現場における人権問題を解決しようとする自覚を持って実践できるよう、研修の工夫に努めます。また、社会教育主事や公民館主事など社会教育関係職員についても、引き続き幅広く人権問題に対する理解と認識を深め、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう、専門性を備えた指導者としての人権尊重意識を高めるための研修の充実に努めます。

#### 2 医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師その他の医療・保健関係者は、人の 命と健康を守ることを使命とし、治療、疾病の予防、リハビリテーション、保健 指導などの業務を担っています。これらの業務を遂行するに当たっては、患者等 に対するインフォームド・コンセントを徹底し、また、プライバシーに配慮する などの人権尊重意識に基づいた行動が求められています。 そこで、医療・保健関係者における人権教育の積極的な取り組みの充実に努めるとともに、医療・保健従事者を育成する学校や養成所のほか、医療・保健関係団体に対しても研修の拡充などの人権教育の充実を働きかけます。

#### 3 福祉関係者

福祉事務所職員、在宅介護支援センター職員、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、NPOを始めとする社会福祉施設職員等の社会福祉関係者は、子どもや高齢者、障害者をはじめとした様々な人々の生活相談や身体介護などの業務に携わっています。そのため、業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーや本人の意思に十分配慮するなど、人権尊重の視点に立った判断力と行動力が求められています。

そこで、社会福祉関係者に対し、福祉総合研修センターなどを活用して、子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修をさらに充実させるなど、その人権尊重意識の普及高揚に努めるとともに、社会福祉協議会、社会福祉法人等に対しても同様の取り組みの充実を働きかけます。また、福祉系の学校や養成施設に対しても人権教育の充実を働きかけます。

#### 4 消防職員

消防職員は、県民の生命、身体の安全、財産の保護等を職務としており、その活動を通じて密接に県民の日常生活とかかわっていることから、人権意識をもって任務を遂行することが求められています。

このため、各種消防業務において適切な対応が行われるよう、消防学校の教育 課程に組み入れている人権教育の内容を充実させるとともに、各消防本部等が実 施する研修等についてもその充実を働きかけます。

#### 5 警察職員

警察職員は、県民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する責務を有していることから人権に配慮した公正で適切な職務を遂行することが

求められています。

このため、警察学校及び職場における各種教養の修得の機会を通じて、被害者・被疑者、その他関係者に対する人権尊重意識を高めるための教育・訓練の充実に努めます。

また、きめ細かな被害者支援や青少年の健全育成に関する活動を積極的に推進します。

#### 6 公務員

人権尊重の社会づくりを積極的に推進していくためには、職員一人ひとりが、 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を持つこ とが必要です。このため県では、職員一人ひとりが公務員としての自覚と使命感 を持つとともに、人権意識の向上を自らの課題として受け止め、人権問題の解決 に向けた主体的行動がとれるよう人権意識の高揚に努めてきました。

また平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、行政機関等においては「不当な差別的取扱いの禁止」と「障害者に対する合理的な配慮」が義務づけられます。さらには、関係職員に対する研修の実施等、必要な環境の整備に努めることが必要です。

今後とも、人権尊重の視点に立ちそれぞれの職務内容と職責に応じた様々な人 権課題に配慮した研修を実施し、職員の人権意識の確立に努めます。

#### 7 マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアは、人権問題に関する記事、番組を取り上げるなど人権意識の高揚に大きな役割を果たすとともに、人権を尊重する社会の形成に大きな影響力を有しています。

今後とも、マスメディア関係者において、人権尊重のための自主的、積極的な 取り組みが行われるよう働きかけます。

# 第6章 配慮すべき人権問題への対応

#### 1 女性

#### (1) 現況と課題

暮らしやすさを実感できる石川県を築くためには、男性も女性も全ての個人が、 互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実 現する必要があります。

本県では、平成13年(2001年)3月に、国の男女共同参画基本計画に基づき、 男女共同参画推進に関する基本的な取り組みの方向と具体的施策を示す「いしか わ男女共同参画プラン2001」を、さらには、平成23年(2011年)3月に「いしか わ男女共同参画プラン2011 | を策定しています。

また、平成13年(2001年)10月には、男女共同参画社会を実現するための基本理念を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定し、プランと合わせ男女共同参画社会の実現に向けた推進体制を整え、そのための施策を推進してきました。

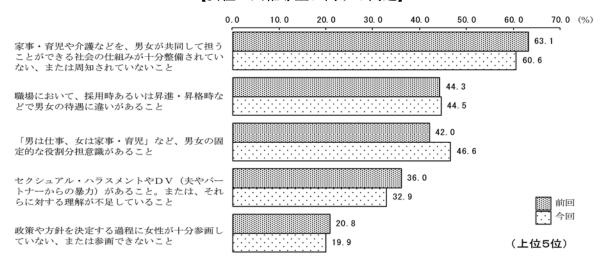
その結果、市町において男女共同参画計画の策定や条例の制定が進められ、地域の男女共同参画の枠組みが整備されてきたことや、県の審議会等で女性委員のいない審議会等がゼロになるなどの成果がみられます。しかし、依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っているほか、方針の立案・決定過程における女性の参画や働き方の見直し等が十分進んでおらず、また、配偶者等からの暴力が根絶に至っていないなど、様々な課題が残っています。

本県が実施した今回調査においても、女性の人権尊重について特に問題があることとしては「家事などを男女が共同して担える社会の仕組みが十分整備されていない」とする意見が最も多く、「職場での男女の待遇の違い」、「固定的な役割分担意識」等いろいろな場面において、女性に対する様々な差別や人権侵害があると回答しています。女性の人権尊重のために必要なことも「家庭と職場の両立が容易になるような就労環境の整備」、「男女が共同して家庭生活や地域活動に携わるような社会づくり」が求められています。

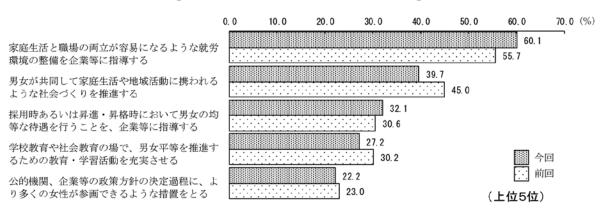
今後も、男女が社会の対等な構成員として、互いにその生き方を尊重し、あら

ゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことができるよう、男女共 同参画社会の実現に向けて施策を総合的に展開する必要があります。

#### 【女性の人権尊重に関する問題】



#### 【女性の人権尊重のために必要なこと】



「人権問題に関する県民意識調査」 (平成25年、石川県)

#### (2) 施策の方向

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、 その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けて、 次の施策を推進します。

#### ア 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

本県では、県民の人権尊重意識は深まってきているものの、一方では性別による固定的な役割分担意識が依然として強く残っており、意識改革が進んでいないことから、引き続き男女共同参画の必要性について県民の理解と意識啓発を進めていきます。

#### イ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

女性が社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、豊かさを実感できる社会づくりに資するものと期待されます。

現在、方針の立案及び決定過程への女性の参画は徐々にではあるが進みつつあることから、この流れをさらに確実なものにしていくために、今後とも女性の社会参画を支援するとともに、企業や団体、地域等においても積極的に女性の参画を進めていく必要があります。

ウ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現 女性の社会進出が進む中、就業環境の整備や、男女が共に仕事と家庭生活、 その他の活動を両立できるようにすることは重要なことであり、さらに、地域 社会が変容する中で、男女が共に地域の活動に参画し、活動を活性化すること で地域社会を豊かなものとしていくことが期待されます。

このため、多様な就業を可能にする環境の整備や、仕事と家庭の調和 (ワークライフバランス) の推進、地域活動への参画の推進などに努めます。

#### エ 女性の人権が尊重・擁護される社会の形成

配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメントなどは、女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会を実現する上で支障となっています。

DVやセクシュアル・ハラスメントについては、近年、認知度が上がってきましたが、DVには身体に対する暴力だけではなく、言葉による精神的な暴力なども含まれること、また、セクシュアル・ハラスメントには上下関係を利用しての性的な言動・強要(対価型)だけではなく、性的言動によって職場環境を悪化させるもの(環境型)も含まれることなどについて、十分には周知されていません。

このことから、これらについて県民に対して広く意識啓発を行い、理解を深めるとともに、その根絶に向けた取り組みや被害女性等への支援を進めていきます。

#### オ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

世界の中での日本は、国会議員や企業の管理職など、方針の立案及び決定過程への女性の参画の度合いが、先進国の中では低い位置にあります。

男女共同参画社会の形成を図るためには、国際動向の情報収集や国の取り組み状況の把握に努めるとともに、国際的視点を養うことが重要です。

このため、国際社会を視野に入れ、世界の多様な文化について理解を深める とともに、男女共同参画の先進諸国の実情を踏まえた取り組みを進めていきま す。

#### 2 子ども

#### (1) 現況と課題

我が国は、急速な経済発展の中で、都市化とその一方の過疎化、核家族化、更には少子化などが地域や家庭を大きく変容させるとともに、大量のモノと情報が 氾濫する社会をつくり出しました。こうした環境の変化は、子どもの身体面、精 神面に大きな影響を与えています。

家庭においては、教育力の低下が指摘され、過保護・過干渉や放任、児童虐待など、子どもの成長を妨げる様々な問題が生じています。

地域社会においては、屋外で過ごす子どもたちの割合が少なくなっており、子どもの生活の様子が地域から見えにくくなっているなど、人間関係や地縁的なつながりの希薄化が指摘されています。

学校においては、教師や友人との円滑な人間関係づくりが十分にできず、心の居場所を見いだせない子どもも見られ、いじめや不登校などの問題が起こっています。

また、県内の少年非行は、再犯者率が高く、非行の低年齢化が顕著となっています。このような問題に県民挙げて対応し、次代を担う子どもが多くの人との関わりの中で、健全な心身を形成し、自立した人に成長していく社会の実現を目的として、子どもの健全育成、若者の自立支援、子育てに対する社会的支援、子どもに対する虐待防止策を含む子どもの権利擁護の領域を網羅するとともに、出生から乳幼児期、青少年期、そして親に至るまで、子どもの育成に関し一貫した施策を総合的に推進する「いしかわ子ども総合条例」を平成19年に制定しました。

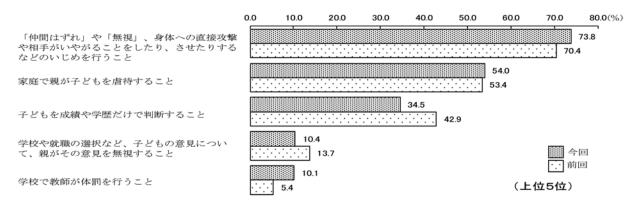
この条例に基づき、具体的計画として、平成27年(2015年)に「いしかわエン

ゼルプラン2015」を策定し、様々な方向から子育てに対する支援策に取り組んでいます。また、教育の分野では、社会全体で子どもたちの豊かな人間性を育むため、学校・家庭・地域が相互に連携しながら「心の教育の充実」に向けて取り組みを推進しています。

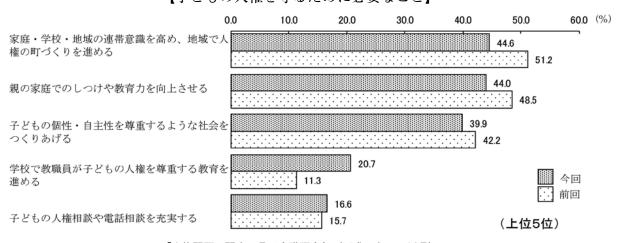
本県が実施した今回調査においても、子どもの人権尊重に関する問題は「いじめ」が最も多く、「家庭での虐待」、「成績や学歴だけで判断」等いろいろな場面において、子どもに対する様々な差別や人権侵害があると回答しています。子どもの人権を守るために必要なこととしては「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、地域で人権の町づくりを進める」、「親の家庭でのしつけや教育力の向上」、「子どもの個性・自主性を尊重する社会づくり」が求められています。

今後、更に、子どもを巡る問題の解決に向けた支援体制の充実や子どもの内面に響き、発達や成長を促す教育内容の工夫、地域社会や関係機関との連携による 人権の尊重に向けた取り組みを推進する必要があります。

#### 【子どもの人権尊重に関する問題】



#### 【子どもの人権を守るために必要なこと】



「人権問題に関する県民意識調査」(平成25年、石川県)

#### (2) 施策の方向

子どもを巡る諸課題を解決するためには、福祉・保健・教育・警察などの関係機関が家庭や地域と連携し、子どもの人権が尊重され、保護される環境をつくっていくことが必要であり、平成27年(2015年)3月に策定した「いしかわエンゼルプラン2015 | 等の計画に基づき、次の施策を推進します。

- ア「児童の権利に関する条約」の理念は、子どもの健全な育成を保障する社会づ くりのために重要であり、内容の周知などの普及啓発に努めます。
- イ 学校においては、一人ひとりが持っている人格を認め、人権を尊重し、子どもが安心して学ぶことができる環境づくりに努めます。また、家庭においても、子どもの主体者としての権利が認められるよう、啓発に努めます。
- ウ いじめの問題は、子どもの人権にかかわる重大な問題です。問題解決のため、 平成26年度に策定した「石川県いじめ防止基本方針」に基づき、学校における 「いじめ問題対策チーム」を常設するなど、いじめの防止、いじめの早期発見 及びいじめの対応のための対策を推進します。
- エ 児童虐待は、人格形成期にある子どもに大きな影響を与えるものです。この 問題の解決のためには、早期発見、早期援助等の迅速な対応が必要であるため、 関係機関の一層の連携と支援体制の充実に努めます。
- オ 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の防止等に 積極的に取り組みます。
- カ 次代を担う子どもが健やかに育成されるとともに、子育てに喜びや楽しみを 持ち、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。
- キ 「人権を大切にする心を育てる」ため、保育所保育指針等を参考として児童 の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育・教育を行います。
- ク 心豊かに国際社会でたくましく生きる青少年の健全育成は極めて重要であり、 自然体験や社会体験、世代間交流などの様々な活動を通じて、青少年が社会の 一員としての責任を自覚し、家庭や地域社会における役割を果たしていくため の支援に努めます。
- ケ 犯罪等の被害に遭った子どもの人権を守る観点から、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年 の救出・保護を図ります。

#### 3 高齢者

#### (1) 現況と課題

我が国は、生活環境の向上、食生活・栄養状態の向上、医療技術の進歩等による平均寿命の延伸及び少子高齢化の進行に伴う若年人口の減少により、世界でも有数の長寿国であると同時に、世界のどの国も経験したことのない高齢社会を迎えています。国の推計によれば、65歳以上人口の割合(高齢化率)は平成37年(2025年)には30.3パーセント、平成72年(2060年)には39.9パーセントに達し、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となるとされ、今後も高齢化の一層の進展が見込まれています。

本県においても、平成26年(2014年)4月現在、65歳以上人口の割合が25パーセントを超え、本格的な高齢社会を迎えています。

また、75歳以上になると寝たきりや認知症の出現率も高くなり、要介護の認定を受ける割合が大きく上昇することから、今後、75歳以上人口の増加に伴い、介護を必要とする高齢者はますます増加していくものと予想されています。

さらに、生活様式の変化や価値観の多様化などにより、65歳以上の高齢者については、子供との同居の割合が大幅に減少し、その結果、一人暮らし又は夫婦のみの世帯が大幅に増加しています。こうしたことがいわゆる老々介護のケースや社会的孤立の増加を招くなど、高齢者を取り巻く社会環境も大きく変化してきています。

平成12年度から導入された介護保険制度は、介護サービスの利用者数は制度開始時の2倍を超えるなど、高齢者の暮らしを支える社会保障制度の中核として確実に機能しており、少子高齢化の我が国において必要不可欠な制度です。

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを可能とするためには、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図る必要があり、介護保険制度の円滑な運用と併せて、一人ひとりの高齢者のニーズにしっかりと対応できる社会環境の整備が重要です。

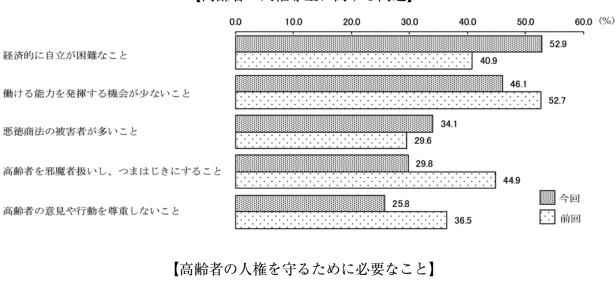
このような課題や社会の変化に対応するため、これまでの取り組みも踏まえ、本県における基本的な高齢者施策の目標等を明らかにした石川県長寿社会プランを平成12年より策定しています。

本県が実施した今回調査においても、高齢者の人権尊重に関する問題としては

「経済的に自立が困難」が最も多く、「働ける能力を発揮する機会が少ない」、 「悪徳商法の被害者が多い」等いろいろな場面において、高齢者に対する様々な 差別や人権侵害があると感じています。高齢者の人権を守るために必要なことと しては「年金や福祉の充実」、「高齢者の就業機会を増やす」、「高齢者への尊 敬や感謝の気持ちを育てる」が求められております。

これからの高齢社会においては、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の構築が重要な課題であります。

#### 【高齢者の人権尊重に関する問題】



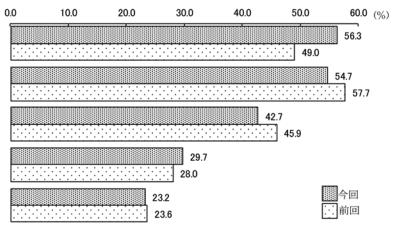
年金や住宅、福祉、医療サービスなどの充実で 高齢者の生活の安定を図る

高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の 機会を増やす

学校や家庭、地域で、高齢者に対する尊敬や感 謝の心を育てる機会を設ける

自由に行動したり買い物に出かけられるよう、 駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の 整備を促進する

高齢者を画一的にみるのではなく、一人ひとり にあった施策を充実させる



「人権問題に関する県民意識調査」 (平成25年、石川県)

#### (2) 施策の方向

高齢者の人権が尊重され、日々生きがいをもって充実した生活を送ることができ、長生きしてよかったと実感できる、豊かで活力のある長寿社会づくりの実現に向けて、次の施策を推進します。

- ア 高齢者が社会の重要な一員として、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に基づき、物理的・心理的な障壁の除去に向け、県民への普及啓発の充実を図るとともに、バリアフリー社会の基盤づくりに向けた各種施策の展開を図ります。
- イ 来るべき高齢社会を担う子どもたちの高齢者の福祉についての関心と理解を 深めるため、学校教育において福祉教育を推進するよう努めます。
- ウ 高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会の 充実に努めます。
- エ 高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で、その能力に応じて自立した生活を送ることができるよう介護保険における介護サービス基盤の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療と介護の連携推進、認知症施策の推進、高齢者の生活支援の充実等について市町の取り組みを支援します。
- オ 介護が必要な高齢者が介護保険サービスを適切に利用できるよう、介護サービス事業所の選択に必要な情報の提供及び介護保険制度の適正な運営に努めます。
- カ 全ての高齢者が生きがいを持って安心して暮らせるよう、介護予防及び生き がい活動の支援のほか、高齢者を介護する家族への支援を図ります。
- キ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識・経験などが活用されるよう、就労機会の確保や元気な高齢者が支援を要する高齢者を支える高齢者福祉ボランティアへの参加、シルバー人材センターの充実などの社会参加を通じた生涯現役の取り組みへの支援を図ります。
- ク 高齢者に対する虐待や人権侵害の発生を防止するため、広報誌などにより人 権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行うとともに、市町における介護や日 常生活に関する相談窓口の整備を図り、併せて判断能力が十分でない認知症高 齢者などの権利擁護事業の充実と成年後見制度との連携を図ります。

## 4 障害のある人

#### (1) 現況と課題

障害のある人を巡っては、交通、建物等による物理的なバリア(障壁)、点字や手話サービスの欠如等による情報のバリア、誤解、偏見などの心のバリアなどの問題があります。

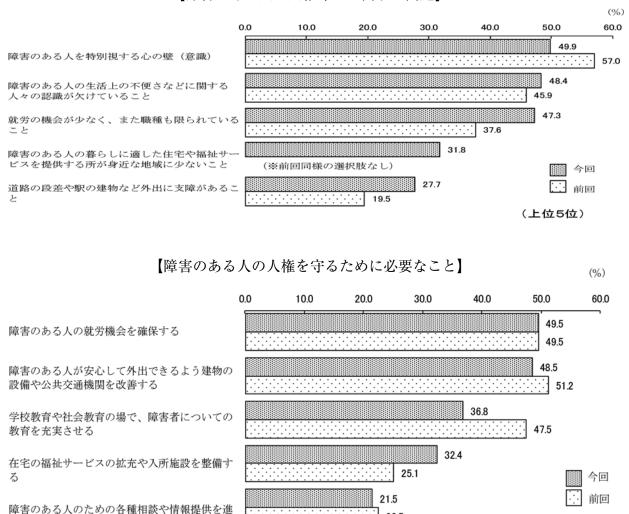
近年、国において障害のある人に関係する法律の整備が進められており、平成23年に障害者基本法が改正されました。改正法においては、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とされています。また、平成24年に「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立しています。

こうした法整備を踏まえ、本県においては、平成26年4月に「いしかわ障害者プラン2014」を策定し、障害のある人もない人も共に支え合う共生する社会の実現に向け、このプランに基づき、県としての障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本県が実施した今回調査においても、障害のある人の人権尊重に関する問題として特に問題があると思うことは「特別視する心の壁」が最も多く、次いで「人々の認識の欠如」、「就労の機会が少ない」が多くなっており、障害のある人の人権尊重について様々な問題があると感じています。障害のある人の人権を守るために必要なこととしては「就労機会の確保」、「建物の設備・公共交通機関の改善」、「学校教育や社会教育における障害者についての教育の充実」が求められております。

また、障害のある人もない人も、高齢者も、全ての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に平等に参加することのできるバリアフリー社会の実現のため、平成9年(1997年)3月に「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」を制定し、教育、福祉、建築、経済、交通など幅広い観点からハード・ソフト両面にわたり各種の施策を総合的に推進してきました。さらに平成15年(2003年)10月、ハートビル法の改正を踏まえ、条例の改正を行い、より一層のバリアフリー化に向けた環境整備の推進に取り組んでいるところです。

#### 【障害のある人の人権尊重に関する問題】



「人権問題に関する県民意識調査」 (平成25年、石川県)

22.5

(上位5位)

#### (2) 施策の方向

める

「いしかわ障害者プラン2014」に基づき、障害のある人もない人も共に支え合う共生社会の実現に向け、次の施策を推進します。

- ア 障害者ふれあいフェスティバルなどを通じ、幼少期からの障害のある人を正 しく理解する教育の充実や、障害のある人とない人がふれあう場を提供し、障 害及び障害のある人に対する正しい理解を深めます。
- イ 障害のある子どもたちの成長や発達の段階に応じて、最も適切な教育・育成 の場を確保し、障害の状態に応じたきめ細かな教育・育成に必要な諸条件の整 備に努めます。
- ウ 障害のある人の職業能力の開発と雇用の促進を図ります。

- エ 市町と協力し、身体・知的障害者相談員の相談対応能力の向上等を図り、市 町における相談支援体制の充実に向けた支援に努めます。
- オ 障害のある人が安心して地域で暮らし、様々な分野の活動に参加できるよう、 生活介護、就労継続支援B型、グループホームなどの整備を推進します。
- カ 全ての人が利用しやすいように、公共建築物、道路、交通機関等の生活環境 に係る施設・設備のバリアフリー化に積極的に取り組みます。

#### 5 同和問題

### (1) 現況と課題

同和問題は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害にかか わる深刻かつ重大な社会問題であります。

人権擁護推進審議会答申は、同和問題に関し、「同和問題に関する国民の差別意識は、昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申以降の同和教育及び啓発活動の推進等により着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している。就職に際しての差別の問題や同和関係者に対する差別発言、差別落書などの問題もある」としています。また、同和問題解決の大きな阻害要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」と思われる事例も後を断たない状況です。

本県においても、昭和56年(1981年)に同和対策室を設置して以来、同和問題を人権擁護施策の重要な柱としてとらえ、施策の充実を図るとともに、人権週間(毎年12月4日~10日)を始めあらゆる機会を通じて、同和問題に関する県民の正しい理解と認識を深めるため、学校での人権教育のほか研修会・講演会・映画会の開催、マスメディアを活用した啓発、啓発資料の配布などの各種事業を国、市町、関係団体連携のもと積極的に実施しています。

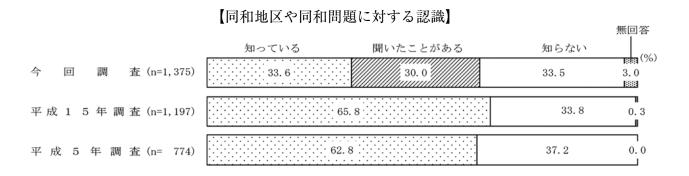
特に、8月を人権啓発推進月間として、同和問題をはじめとした様々な人権問題に関する研修会・講演会や人権啓発フェスティバルを開催したり、人権シリーズ講座や人権教育指導者養成研修会では毎年同和問題を中心とした講演会を開催するとともに、啓発資料の配布などの啓発活動を重点的に行っています。

こうした本県の取り組みにより、県民の同和問題に対する理解は深まってきていると見ていますが、差別事象の発生が見られるなど、県民一人ひとりに同和問題に対する正しい理解がいまだ十分に定着したとは言えない側面もあります。同和問題は時間的経過に伴い、いつとはなく解消するというものではありません。

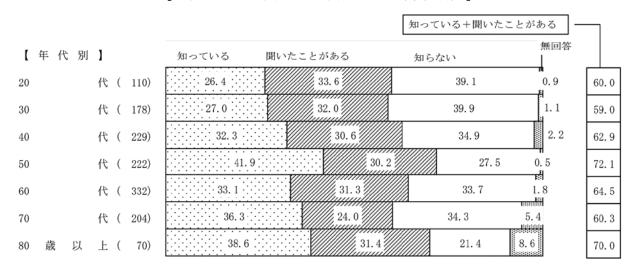
本県が実施した今回調査においても、同和地区や同和問題に対する認識では、「知っている」「聞いたことがある」を合わせると、63.6%と前回調査(65.8%)と比べ若干減少していますが、平成5年度の調査時の62.8%と比べ若干増加している状況です。また、20歳代~40歳代の認識が59.0%~62.9%となっており、全体から見ると低い結果となっていることから、社会に出ることにより学校で学んだ記憶が薄れてきていると考えられます。

また、認知した方法については、「啓発・教育」が最も多く、次いで「身内」、「仲間」の順となっており、年代別では、若い年代ほど「啓発・教育」が多く、一方、年代が高くなるほど「身内、仲間」が多くなっています。また、今回の意識調査では、自分の子どもが同和地区出身の人と結婚する場合などの対応で、同和問題への忌避意識が高まっている結果となっていますが、これは、高齢者ほど忌避意識が高い結果となっています。

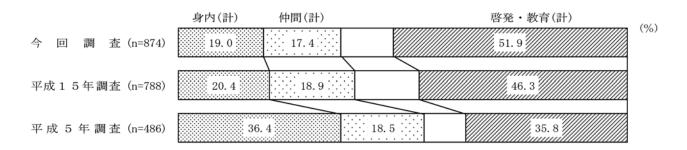
本県では、県内にも差別が存在するという基本的な認識のもとに同和行政を進めており、 これまでの経緯や啓発活動成果を踏まえ、県民の理解を一層深めるため、更に人権教 育・啓発の充実に努めます。



#### 【同和地区や同和問題に対する認識(年代別)】



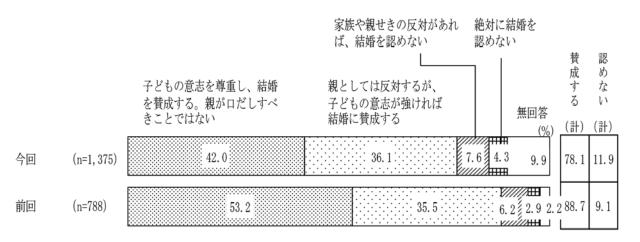
## 【同和地区や同和問題を認知した方法(3分類)】



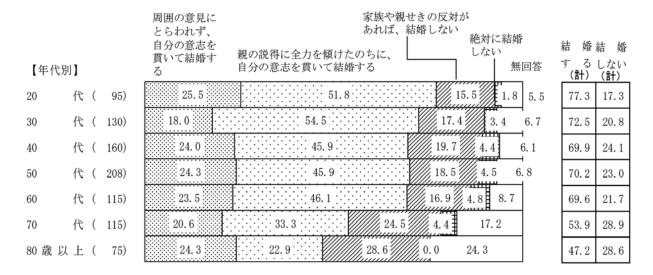
# 【同和地区や同和問題を認知した方法(3分類・年代別)】

[	年(	弋 別	1			身内(計)	仲間(計)	啓発	• 教育(計)					
20			代	(	66)	13.6 4.	. 5			8				
30			代	(	105)	18. 1	6.8				64.8			
40			代	(	144)	16. 0	19. 5				85.1			
50			代	(	160)	20.0		23. 1 ::::::				46.2		
60			代	(	214)	22.0		22. 4				44. A		
70			代	(	123)	21.1	15	. 5				A5, 5		
80	歳	以	上	(	49)	16.3	18.4							

## 【結婚に対する態度(自分の子どもが結婚するとき)】



#### 【結婚に対する態度(自分の子どもが結婚するとき)(年代別)】



## (2) 施策の方向

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、県民一人ひとりが同和問題を自らの問題としてとらえることが重要です。同和問題を人権問題の重要な 柱としてとらえ、今後とも、その正しい理解に向けて、次の施策を推進します。

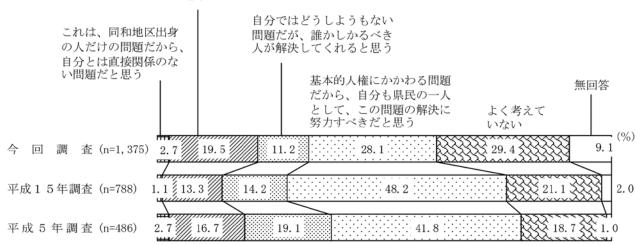
- ア 差別意識の解消のために同和教育、情報提供、啓発活動の果たす役割は極めて大きく、更にこれらの取り組みの充実を図ります。
- イ 同和教育の指導体制を充実するため、研修機会の拡充や研修内容を充実し、 指導者等の養成を図るとともに、県・市町の人権担当職員の同和問題の理解を 深めるため、研修情報や関連図書等の情報の提供に努めます。

また、特に同和問題に対する関心が比較的低い20歳代~40歳代の世代に向け、 効果的な啓発活動の方法を工夫します。

- ウ 学校の人権教育や職場の人権同和教育に加え、公民館等において高齢者等を 対象としたミニ講演会の開催など、一層の意識改革を図ります。
- エ 同和問題を存続させる要因ともなっている根拠のない、不合理な社会慣行を 見直すための啓発を強化します。
- オ 地域住民が自ら意思表示できる環境づくりに努めます。
- カ えせ同和行為に対しては、同和問題を正しく理解することが何よりも重要であり、その排除に向けて関係機関との連携を密にし、一層の啓発に努めます。

## 【同和問題の解決に対する態度】

自分ではどうしようもない問題だから、 なりゆきにまかせるよりしかたがない と思う



## 6 外国人

## (1) 現況と課題

本県においては、「世界に開かれた文化のくにづくり」を進めていますが、国際交流や国際協力を通じて、お互いの文化や社会習慣、価値観などの同質性や異質性を正しく認識し、それらを認め合いながら相互の理解を深め、また、相互に学び合うことにより、より豊かな地域づくりを進めています。

しかしながら、言語、文化、社会習慣等の違いについて、必ずしも相互理解が 十分でないため、これに起因する誤解や偏見などが指摘されています。

本県が実施した今回調査においても、外国人の人権尊重について特に問題があると思うことは「外国人についての理解や認識が不十分」や、「宗教・習慣が違うので、地域社会で受け入れられにくい」、といった意見が多く、日本人、外国人の双方の理解が必ずしも十分ではない状況があります。また、マスコミ等において在日外国人へのヘイトスピーチに関する問題が取り上げられています。外国人の人権を守るために必要なこととしては「文化や生活習慣などへの理解を深める」、「就労の場の確保」、「社会保障の強化」が求められています。

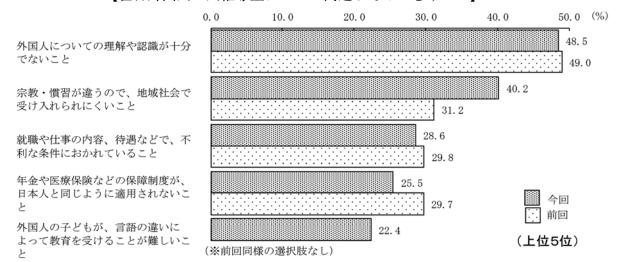
国際化時代を迎え、今後更に外国人が増加することが予想される中、外国人問題に対する一層の意識改革を図る必要があります。

# ○本県の外国人住民数 10,655人 (平成26年 (2014年) 12月末)

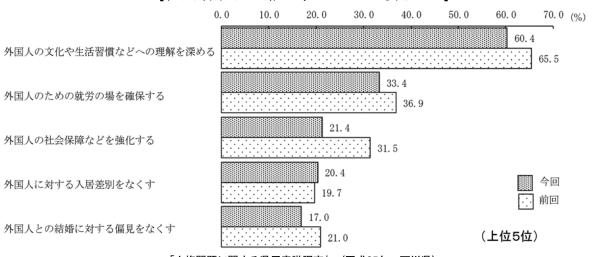
## (国籍別内訳)

中	国	4,604人
韓国・朝	] 鮮	1,639人
ブラジ	ル	776人
ベトナ	A	768人
フィリピ	゜ン	714人
インドネシ	ノア	429人
タ	イ	232人
米	玉	227人
その	国	1,266人

# 【在日外国人の人権尊重について問題があると思うこと】



## 【在日外国人の人権を守るために必要なこと】



「人権問題に関する県民意識調査」 (平成25年、石川県)

# (2) 施策の方向

本県では言葉や習慣、国籍の壁を乗り越え、日本人、外国人の双方が互いに社会を作っていく一員として認め合い、相互の人権を尊重するなど、国際的な原則に基づきながら、共に生き生きと安心して暮らせる世界に開かれた社会を実現するため、次の施策を推進します。

- ア 母国語による情報提供や日本語習得の機会の確保など、外国人に対するコミュニケーション支援の充実を図ります。
- イ 日本人、外国人の双方が、互いに心を開き合いながら相互理解に努め、外国 人も安心して暮らせる社会づくりを推進します。
- ウ 外国人の地域活動への積極的な参画を推進し、互いに協力し合うことにより 地域の活性化を図ります。
- エ 外国人に対する差別意識の解消に向けた啓発活動、国際社会を正しく理解するための教育の充実を図ります。

# 7 感染症患者等(HIV、ハンセン病等)

### (1) 現況と課題

我が国においては、今なお、様々な病気についての正しい知識と理解が十分に 普及しているとは言えません。患者や家族の中には、治療費の負担だけでなく、 特に、エイズやハンセン病を始めとした感染症に対する人々の誤った認識や理解 不足による偏見や差別が今なお見受けられ、肉体的、精神的な負担が大きくなっ ています。

HIV感染症は、わが国では昭和60年(1985年)、安全を怠った非加熱性血液製剤によるHIV感染被害である薬害事象によりエイズ患者が表面化しました。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)は非常に感染しにくいウイルスですが、当時、簡単に感染し、発病すれば必ず死亡するという誤った知識が広がり、患者や感染者等への差別が発生しました。入浴や食器の共用など通常の社会生活で感染することはありません。何らかの原因により、万一感染しても、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたり、延命を図る治療方法が確立されています。しかしながら、今でも人目が気になるということでエイズ相談や検査を受けられないことや、職場に病名がもれ、差別を受けたり、職場を追われてしまうということを恐れて、

感染していることや患者であることを隠さなければという状況があります。

ハンセン病は、今日では治療法が確立している感染症ですが、わが国では特殊な病気として扱われ、「らい予防法」が明治40年(1908年)に制定されて以来、施設入所を強制する隔離政策がとられ、患者は行動や住居、職業選択、学問、結婚の自由など人間としての権利を奪われてきました。さらに、強い偏見や差別は患者だけでなく家族にまで及びました。この強制隔離政策は、その後治療薬ができた後も、「らい予防法」が廃止された平成8年(1996年)まで続けられました。

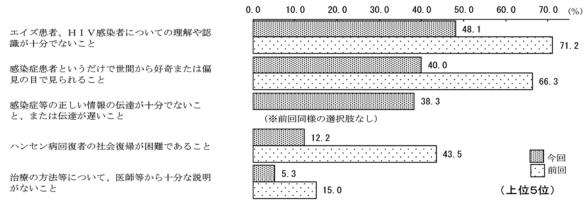
しかし、これまでの政策や病気に対する誤った知識により、いまだに偏見が存在しています。また、療養所入所者の多くが、長い間の隔離により家族や親族との関係を絶たれていたり、高齢化や病気が完治した後も障害が残っていることにより、療養所に残らざるを得ず、社会復帰が非常に困難な状況にあります。

このように、さまざまな病気をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化するものですが、これらの患者の方々の置かれている状況を踏まえ、 患者の人権に配慮した対応が求められています。

本県が実施した今回調査においても、感染症患者等の人権尊重に関する問題としては「理解や認識が不十分」、「世間からの好奇や偏見の目で見られる」が多く、次いで今回新たに設けた選択肢の「感染症等の正しい情報の伝達が十分でない」という回答が多くありました。

このような感染症に対する誤解や意見に対応するためには、患者等の人権にも配慮した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の趣旨を踏まえ、広く県民に正しい情報を提供するなど今後とも啓発に努める必要があります。

## 【感染症患者等の人権尊重について問題があると思うこと】



「人権問題に関する県民意識調査」(平成25年、石川県)

## (2) 施策の方向

エイズ、ハンセン病等については、発生の予防と患者等の人権の尊重の両立を 基本とし、個人の意思や人権に配慮し、感染症患者、治癒した人などに対する偏 見や差別をなくし、人としての尊厳と自由を認め合い、安心して生活できる社会 の実現に向けて、次の施策を推進します。

- ア 感染症に対する正しい知識の普及と偏見や差別をなくすための啓発活動を充実します。
- イ 学校教育において、感染症に対する正しい知識や認識を深める教育を推進します。
- ウ 医療関係者に対して、感染症患者、治癒した人などのプライバシーを保護するための研修を充実します。
- エ エイズ、ハンセン病等の感染症患者、治癒した人などが自立した社会生活を送 れるよう、関係機関と連携して事業主の理解を求め、職場の確保などに努めます。 また、人権に配慮した治療体制の整備と適切な相談体制の充実に努めます。

# 8 公正な採用選考への取り組み

## (1) 現況と課題

就職は一人の人間にとって生活基盤の安定のためだけではなく、自己表現を図り、 豊かで人間らしい社会生活を営むうえで極めて重要な意義を有しています。

この一人ひとりの人生に大きな影響を与える就職に当たって、本人の適性と能力 以外の要素を考慮して採否を決定することは、憲法の理念に反することはもちろん、 企業のモラルとしても許されることではありません。

しかしながら、今なお一部の事業所において、個人のプライバシーを侵害する恐れがある身元調査や面接試験における不適切な質問など、応募者本人の適性と能力に基づかない不合理な採用選考が見受けられ、基本的人権を侵害するような事象が起きています。

このため、今後さらに、企業が社会的責任を自覚し、同和問題などの人権問題の 重要性を十分理解したうえで、差別のない公正な採用選考が行われるよう、なお一 層啓発に努める必要があります。

## (2) 施策の方向

県民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、企業の公正な採用選考システムの確立が図られるよう、次の施策を推進します。

- ア 同和問題など人権問題の正しい理解と認識を深める啓発パンフレット配布により啓発活動を充実します。
- イ 労働局、法務局、企業等関係機関との連携を密にし、公正採用選考人権啓発 推進員等に対して公正な採用選考のための人権啓発に努めます。

#### 9 インターネットによる人権侵害と個人情報の保護

情報産業の発達に伴って、他人に知られたくない個人の私生活上の秘密が、自 分の知らない間に集められ、利用される心配が広がってきたことから、私生活を 他人にのぞかれず、秘密にしておきたいという「プライバシーの権利」が主張さ れるようになりました。今日、個人情報の保護は、プライバシー保護の観点から、 国民一人ひとりに保障されるべき基本的人権の問題であるとの認識が重要です。

近年、情報化社会の急速な進展の中で、企業や行政機関などが保有する顧客情報や住民情報などの個人情報が、大量に流出する事件が相次いで発生しています。また、インターネットの急速な普及を背景に、ホームページや電子掲示板の匿名性・拡散性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等によって、個人や団体にとって有害な情報を掲載するなどのプライベートに関する人権侵害も多発しています。したがって、一般のインターネット利用者等に対しては、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが重要です。

このことから、国において、平成14年(2002年)にいわゆる「プロバイダー責任制限法」を制定し、その防止への取り組みを行っています。また、平成15年(2003年)には「個人情報保護法」等を制定し、行政機関や企業に対して個人情報の適正な取扱いを義務づけています。

本県においても、県が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的事項や、県が保有する個人情報の開示・訂正・利用停止を求める権利を定めた「石川県個人情報保護条例」を平成15年(2003年)3月に制定しており、これらの適正な運用や遵守により、個人の権利・利益の保護を図っていきます。

さらに、国においては、平成25年(2013年)にいわゆる「番号法」を制定し、 平成28年(2016年)1月から個人番号(マイナンバー)が社会保障、税、災害対 策の分野で利用されることとなります。「番号法」の規定や「石川県個人情報保 護条例」の改正により、個人番号を含めた個人情報の取扱いを厳しく制限し、こ れまで以上に個人情報保護の強化を図っていきます。

一方、国や地方公共団体の動きについて正確な情報がなければ主権者としての 判断ができないことから確認された権利が「知る権利」です。

本県では、県が保有する情報を広く県民に公開するとともに、県が行う諸活動を県民に「説明する責務」を果たすため、平成13年(2001年)3月に「石川県情報公開条例」を制定しており、この条例に基づき県民の「知る権利」を尊重することとしています。また、この情報公開にあたっては、個人の正当な権利利益を侵害することのないよう、個人に関する情報について最大限の保護を行うこととします。

## 10 北朝鮮当局による拉致問題

## (1) 現況と課題

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いがもたれています。国がこれまでに北朝鮮による拉致被害者として認定している17名のほか、民間団体が特定失踪者としている方々を含め拉致の可能性を排除できない事案があります。こうした北朝鮮による日本人拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国は、拉致被害者の一刻も早い帰国を、北朝鮮に対して強く要求しています。

平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年(2006年)6月には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めることとなっています。

石川県においても、国が拉致被害者と認定した久米裕さん(東京都出身)の宇出津事件があるほか、民間団体が特定失踪者としている方や拉致の可能性を排除できない方など、石川県関係者の多くの事案があることから、拉致問題の一日も早い解

決に向け、啓発活動などに取り組みます。

#### (2) 施策の方向

拉致問題の一刻も早い解決は、国民すべての願いであり、県として、拉致問題に対する県民意識のさらなる高揚に努めることとし、拉致問題への関心、認識を深めてもらうため、国、市町、関係団体とも連携しながら啓発活動などに取り組みます。

#### 11 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族(以下、「犯罪被害者等」という。)については、基本的な「個人の尊厳」や「プライバシー」などが尊重されなければならないことは当然であり、犯罪被害者等は「可哀想だから」保護されるのではなく、基本的人権の尊重という観点から当然支援される立場にあります。

犯罪や交通事故による被害は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害に遭ったことによる精神的ショック、失職等による経済的困窮、無責任なうわさ話等によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられる場合もあります。犯罪被害者等が人権を侵害されるケースは様々ですが、人権の尊重を基本とした各種支援を地方公共団体、民間被害者支援団体、その他関係機関・団体(以下、「関係機関等」という。)と連携しながら推進する必要があります。

犯罪被害者等に対する支援のためには、まず、被害からの救済は人権に基づく ものであり、誰もがそうなる可能性があるとの認識に立って、社会全体で支え合 うことができる社会づくりを推進する必要があります。

このため、現状や支援の必要性について、県民の認識を深めるとともに、犯罪被害者等が可能な限り被害を回復し、苦しみから立ち直り、元の生活に戻ることができるよう、関係機関等と連携し、被害者相談・支援活動を効果的に推進します。さらに再被害防止措置や重大な犯罪の未然防止措置にも取り組みます。

## 12 性的少数者の人権

#### (1) 現況と課題

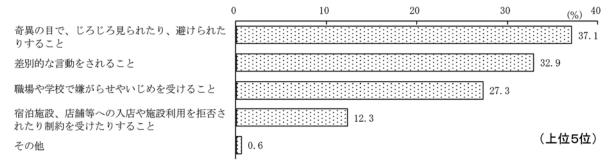
生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない性同一性障害者や同性愛者・両性愛者などの性的少数者の人たちは、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、様々な困難を抱えています。

今回調査の結果にも見られるように、性的少数者の人権に関し問題があると思うことについて聞いたところ、「奇異な目で、じろじろ見られたり、避けられたりすること」が最も多く、次いで「差別的な言動をされること」が多く、偏見や差別をもって見ていることが分かります。

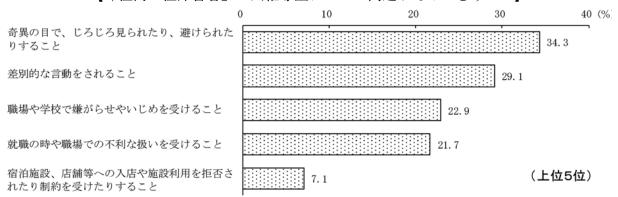
性的少数者について、社会的に十分に認識、理解されていないため、自分の性的 指向や性同一性障害を明らかにし、当事者が自分らしく生活することは、周囲から 異常視されることも多く、困難を伴っています。

また、社会では偏見や差別を助長する興味本位の扱いもまだまだ多く見られ、依然として性的指向や性同一性障害を理由とした差別やいじめなどが発生しています。

#### 【「同性愛者」や「両性愛者」の人権尊重について問題があると思うこと】



#### 【「性同一性障害者」の人権尊重について問題があると思うこと】



「人権問題に関する県民意識調査」(平成25年、石川県)

## (2) 施策の方向

性同一性障害に関しては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が平成16年(2004年)に施行され、一定の要件を満たした場合には家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が認められることになり、平成20年(2008年)には、その要件を緩和する法改正も行われました。

しかし、性的少数者に対する偏見・差別が当事者を苦しめており、周囲の一人 ひとりが性的少数者について正しい理解や認識を深めることが重要で、そのため に次の施策を推進します。

ア 県民が性的少数者について正しい知識を持ち、偏見・差別が解消されるよう、 NPOを始めとする民間団体等とも連携して、県民に向けた幅広い教育・啓発を 推進します。

イ 公務員や教員が性的少数者について正しく認識し、適切な助言・指導を行う ことができるよう、研修を行うなど教育・啓発に取り組みます。

## 13 災害と人権

### (1) 現況と課題

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災において、地震や津波災害及びそれに伴う原子力発電所の事故により、多くの人々が長期の避難生活を強いられ、避難所などで特別な援助や配慮を必要とする高齢者、障害者などの要配慮者への配慮やプライバシーの保護や人権侵害といった課題が問題となりました。

国では平成23年(2011年)の中央防災会議において、避難の長期化など必要に応じて、プライバシー確保や女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるなどの防災基本計画の見直しが行われ、「石川県地域防災計画」においても同様の見直しを行っています。

## (2) 施策の方向

災害時における人権への関心と認識を深めるための啓発活動や、要配慮者やプライバシーに十分配慮した避難所等の運営に努め、国や市町、NPO等の民間団体との連携を図りながら、人権が適切に守られ安心して生活が送れるよう災害時においても人権が配慮される社会づくりを推進します。

## 14 その他の人権

前述の重点的に取り組むべき人権課題のほかにも様々な人権問題が存在します。 伝統的な風習や慣習の中には、合理的な理由がないにもかかわらず、日常生活に 深く浸透しているものもあり、思い込みや先入観が無意識のうちに偏見・差別を 植え付けてしまうことがあります。

#### ① 刑を終えて出所した人など

刑を終えて出所した人は、社会の根強い偏見などのため、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことさえ難しく、本人に真摯な更生意欲があったとしても、その社会復帰は厳しい状況にあり、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。刑を終えて出所した人が真摯に更生し、地域社会の一員として生活を営むためには、本人の更生意欲はもちろん、社会的な支援や周囲の人々の理解と協力が欠かせません。そのため、保護観察所や厚生保護事業協会等の関係機関と連携し、刑を終えて出所した人の社会復帰を支援するとともに、こうした人々に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を進めます。

### ② ホームレス (野宿生活者)

失業や家庭問題等さまざまな要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくされている人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活をおくることができない人もいます。そのため、福祉事務所等の関係機関と連携し、自立支援に取り組むとともに、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消に努めます。

その他にも、アイヌの人々に対する民族としての歴史、文化、伝統に関する知識や理解の不足等から生じる偏見や差別の問題などがあります。

これらの人権問題についても、県民一人ひとりが個々の問題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断することにより、その原因となっている偏見や差別などが解消され、人権が尊重されるよう人権教育・啓発を一層推進します。

また、今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの課題の状況に応じた 取り組みを行っていきます。

# 第7章 計画の推進

#### 1 推進体制等

本県では、人権行政を県政の重要な柱と位置づけ、人権推進室が核となって総合的に施策の推進を図ることとします。

人権施策の推進に当たっては、関係部局がこの行動計画を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。なお全庁的な推進組織として「石川県人権施策推進会議」をもとに、関係部局の緊密な連携を図ることにより、総合的に効果的な推進に努めます。

- (1) 国、市町、関係機関などと十分連携しながら総合的に推進します。
- (2) この計画について、様々な場を通じて積極的に県民への周知を図ります。
- (3) この計画の推進状況のフォローアップを行い、その結果を今後の施策の推進に 反映します。
- (4) 市町を始め県内の公的団体、マスメディア、企業、地域等で活動する民間の諸団体がそれぞれの分野において、展開する自主的・積極的な取り組みを支援します。

また、この計画の推進に当たっては、これらの団体等の取り組みや意見等に配 慮します。

## 2 県民の参加及び国等との連携

人権尊重の理念の理解を県民に広く深めるには、国、市町、民間団体等とそれぞれの役割を踏まえた連携を図ることが重要です。「石川県人権啓発活動ネットワーク協議会」を通じて、人権関連情報、指導者・教材等の情報の共有化を進めるとともに、それぞれの役割に応じた人権教育・啓発の機会を提供します。

#### (1) 県民の参加

人権尊重社会が確立されるためには、県民一人ひとりが人権問題は自らの問題であるとの認識のもと、各種人権関係行事に参加することが期待されます。そこで、県民への情報提供やこの計画の公表を通じて県民が幅広く情報を共有し、意見を交換するなど、県民が各種人権関係行事に積極的に参加できる取り組みを推進します。

## (2) 国との連携

国においては、人権教育・人権啓発に関する基本計画に掲げられた諸施策が着 実に推進されています。本県としても、国の人権関連施策の動向に留意しつつ、 本県の実情に即した人権教育・啓発を効果的に推進するため、法務局など国の関 係機関との連携を一層密にしていきます。また、人権擁護制度の周知普及、人権 擁護委員活動への支援など国が実施する各種人権関連施策に一層協力します。

#### (3) 市町との連携

市町は、地域に密着した地方公共団体として、住民との接点が多く、様々な関わりを有しているので、地域の実情を踏まえたきめ細かな人権教育・啓発を推進することができます。

このように、市町の役割には非常に大きいものがあります。「石川県人権同和 行政推進連絡協議会」などの機関を通じ、市町との連携を密にし、積極的に情報 を提供するなどして人権教育・啓発への取り組みを促進します。

## (4) 民間団体等との連携

人権教育・啓発の推進は、行政のみで対応できるものではなく、人権尊重の気運を盛り上げていくためには社会全体での取り組みが必要であり、NPOを始めとする民間団体等における積極的な取り組みが期待されています。

民間団体等との連携を図るとともに、その人権教育・啓発の取り組みの充実を促します。また、人権教育・啓発を支援するため、必要に応じて講師の派遣、教材・情報の提供、助言などを行います。

#### 3 指導者の養成と人材の活用

#### (1) 指導者の養成

県民の人権尊重意識を更に高めるためには、県民が日常生活の身近な学習の場などあらゆる機会を通じて人権教育に広く参加できる環境が不可欠であり、そのためには、人権教育を推進する上でその中核的な役割を担う指導者を広く養成することが肝要です。

研修会等を開催し、地域、学校、企業などで指導するオピニオンリーダーの養

成や効果的な人権の研修・啓発を企画できる能力を備えたプランナー等の養成に 努めます。

また、県民の身近なところで、活躍する指導者に対する継続的な情報提供を行い、その活動を支援したり、民生委員・児童委員など地域住民と行政の接点にある関係者に研修会等への参加を働きかけます。

国、公益財団法人人権教育啓発推進センターが実施する指導者養成のための研修は、大いに活用します。

#### (2) 人材の活用

県民に広く人権教育を推進するため、人権に関し幅広い識見を有する人材を多方面から積極的に発掘し、活用を図っていきます。

保育所・幼稚園、学校の教育においても、幼児・児童・生徒が発達段階に応じて 人権感覚を高め、豊かな心を培うため、ボランティア活動や体験活動、高齢者や障 害のある人等との交流などに外部から豊かな経験を有する人材の参加を求めます。

社会教育においては、充実した研修会、教室、講座等が開催できるよう、講師に 関する情報を提供します。

## 4 教材・学習プログラムの開発等

## (1) 教材

人権教育を効果的に推進するためには、身近な人権問題に気付かせるよう学習者の実態や地域に根ざした教材を整備する必要があります。そこで、これに配慮しつつ、学習者の習熟度、意識、ニーズ等に対応した多様な教材の開発に努めます。

特に、保育所・幼稚園、学校の教育においては、幼児・児童・生徒が生命の大切さに気付き、豊かな心情を身に付けるなど、人権尊重意識が感性として育まれることが重要であり、発達段階に応じた教材の開発、改善等に努めます。

また、社会教育や職場内教育、研修等においては、学習者の生涯にわたる学習 機会に対応した教材の開発に努めます。

#### (2) 学習プログラム

人権教育とは、単に知識を得るだけではなく、自ら理解を深めて、日常生活の

中で実践できるものでなければなりません。そのためには、子どもの頃から動物、植物などの自然と接する中で生命の大切さや優しさを身に付ける必要があります。

そこで、学習者が主体的に参加でき、参加者自らの身近な体験を通して学び合うことができる学習プログラムの開発に努めます。

#### 5 普及啓発

今回の県民意識調査では、同和問題も含め人権に対する関心では30歳代、40歳代の関心が低下しており、こうした世代により人権意識を高めてもらうために、気軽にイベントや講演会に参加してもらえるよう周知方法などを工夫していく必要があります。

## (1) 啓発の内容

啓発に当たっては、人権尊重の理念を訴えることも重要でありますが、県民の理解と共感を得るために、これと併せて身近な人権問題に即し、県民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いたり、仕事を持っている人にも積極的にイベントや講演会に参加してもらえるよう創意工夫に努めます。

子どもに対する啓発は、その発達段階に応じた手法に配慮します。

#### (2) マスメディアの活用

人権教育・啓発を効果的に推進する上で、世論形成に大きな影響力を持っているマスメディアが果たす役割には極めて大きなものがあります。

マスメディアに対しては、県民が必要としている情報を適時に提供するとともに、様々な形で人権問題や人権教育・啓発が取り上げられるよう、積極的に働きかけます。

新聞、テレビ、ラジオ等を活用するほか、近年、急速に普及しているインターネットなどの新たなメディアも積極的に活用します。

#### (3) 印刷媒体の活用

広報誌、啓発冊子、パンフレット、ちらし、ポスターなどの印刷媒体は、それ ぞれの特性に応じ、また、県民の意識、ニーズ等に十分配慮するとともに、配布 方法も対象世代を意識するよう工夫に努めます。

表現方法は、イラスト、漫画等も用い、感性に訴えるものとなるよう、一層内 容の充実に努めます。

# (4) イベント方式の活用

多くの県民の主体的な参加を促すため、イベントなど参加体験型の手法を取り 入れます。県民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶこと のできる明るく、親しみの持てる内容となるよう創意工夫に努めます。

## 6 計画の見直し

この計画は、国の動向、社会情勢の変化などによる新たな課題に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

# 用語解説

#### あ行

#### ・いしかわエンゼルプラン2015

次代を担ういしかわの子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指し、 平成27年(2015年3月)に策定した計画です。家庭、保育所・幼稚園・認定こど も園・学校、地域、企業、行政などが一体となって取り組む県の少子化対策の 「行動計画」です。

#### ・石川県国際化戦略プラン

本県の国際化を一層推進するために平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの10年間を計画期間としたプランです。「交流人口の拡大」と「多文化が共生する交流社会づくり」を基本方針に据えるとともに、その実現のための戦略として、具体的な施策を5つの柱、11の取り組みに体系化したものです。

#### ・いしかわ障害者プラン2014

障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成26年(2014年)に策定した県の障害者施策に関する総合的な計画です。

#### ・石川県人権啓発活動ネットワーク協議会

県内における人権啓発活動に関わる機関等が連携・協力関係を確立し、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に平成10年(1998年)に設置した組織で、データベースを共同利用するとともに、啓発計画の共同策定・情報交換を行い、ホームページの開設などを行っています。

金沢地方法務局、県、金沢市及び県人権擁護委員連合会で構成されています。

#### ・石川県人権啓発推進会議

同和対策審議会答申の精神を尊重し、同和問題の正しい理解と認識を深めるため、県内の公益的団体等を構成員に昭和61年(1986年)、「石川県同和問題啓発推進会議」として設立しましたが、平成4年(1992年)、人権全般について、その尊重意識の普及高揚を図るため、各種民間団体、行政機関等が連携を保ち、総合的かつ効果的な啓発を推進することを目的に拡充再編した組織です。

公民館、青年団、女性団体等の各種団体、県、市長会、町村会、市町教育委員 会連合会、県人権擁護委員連合会など幅広いメンバーで構成されています。

#### ・石川県人権同和行政推進連絡協議会

人権同和問題の早期解決を期し、県と市町が連携を密にし、人権同和行政の実 効ある推進を図ることを目的に平成9年(1997年)に設置した組織です。県と市 町の人権同和行政担当の課長・室長で構成されています。

# ・石川県長寿社会プラン

石川県における基本的な高齢者施策の目標や今後取り組むべき施策の方向を取りまとめたものです。平成12年3月から3年ごとに策定されています。

## ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例

平成9年(1997年)を「バリアフリー元年」と位置づけ、障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての県民が共に健康で生きがいを持って生活し、あらゆる分野の社会活動に平等に参加することのできるバリアフリー社会(障壁のない社会)づくりを推進することを目的に、同年に制定した条例です。

## ・いしかわ男女共同参画プラン2011

平成23年(2011年) 3月策定男女共同参画社会を早急に実現することを目的に、 平成13年(2001年) 3月に策定された「いしかわ男女共同参画プラン2001」の策 定後の社会情勢の変化やこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえるとともに、 国の「男女共同参画基本計画」を勘案し、男女共同参画推進に関する基本的な取 り組みの方向と具体的施策を示しています。

# ・石川県いじめ防止基本方針

平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づき、石川県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年3月に 策定されたものです。

#### ・インフォームド・コンセント

患者が医師から病状、治療目的、危険度、費用などについて十分な説明を受け、 納得した上で治療を受けることです。

#### ・ウィーンにおける世界人権会議

平成5年(1993年)ウィーンにおいて、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的として開催された国際会議です。

## · H I V 感染者

HIV (エイズウイルス) に感染していますが、エイズを発症していない状態の人。「HIVキャリア」と同じ意味です。

※エイズとは、HIV感染者が発症した状態をいいます。

#### ・えせ同和行為

同和問題はこわい問題であるという人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実 にして企業などに不当な利益や義務のないことを求める行為です。

えせ同和行為は、同和問題に関する差別意識の解消に向けた人権教育の効果を一挙にくつがえし、同和問題に関する誤った認識を国民に植え付けるなど、同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっており、これを排除することが緊急な課題となっています。

#### か行

#### • 介護保険制度

平成12年度(2000年度)から導入された社会保険制度です。高齢化の進展によ

り深刻化している介護の問題について、社会全体で支えるという考え方のもと、 40歳以上の国民から保険料を徴収し、65歳以上の高齢者が介護を必要とする状態 になった場合(40歳以上65歳未満は特定の疾病により介護を必要とする状態に なった場合)、必要な介護サービスが受けられるというものです。

## ・虐待

自分の保護下にある者(ヒト、動物等)に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を言います。一言に虐待といっても、対象や種類は様々であり、障害者虐待防止法では対象に身体的暴力を加える身体的虐待、対象に心理的暴力を加える心理的虐待、対象に性的暴力を加える性的虐待、対象に金銭を使わせない、あるいは勝手に使う経済的虐待(金銭的虐待)、対象に必要な資源を提供しないネグレクト(養育放棄・無視)の5類型で分類されています。

## • 教育振興基本計画

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画です。平成25年6月14日付けで、第2期の教育振興基本計画を閣議決定(対象期間:平成25年度~平成29年度)しました。

#### 権利擁護制度

判断能力が十分でない高齢者や障害者が安心して自立した生活が送れるよう、 福祉サービスの利用手続の援助や日常的な金銭管理を行う制度です。各都道府県 社会福祉協議会で実施しています。

## ·公正採用選考人権啓発推進員

国民の就職の機会均等を確保するという社会的な要請にこたえて、事業所内に おいて、公正な採用選考システムの確立を図ることなどに中心的な役割を果たし ています。常時使用する従業員の数が100人以上である事業所など一定の要件に該 当する事業所に配置しています。なお石川県では30人以上の事業所への設置を指 導しています。

## ・国際年

国際社会が1年間を通じて一つの共通した問題に取り組むこととした年です。 国際婦人年、国際児童年、国際障害者年、国際高齢者年などがあります。国際年 の制定は通常、国連総会の場で決定され、各国政府は官民合同の国内委員会を設 立し、行動計画を作成するよう要請されます。

#### ・心の教育

中央教育審議会が平成9年(1997年)、文部大臣から「幼児期からの心の教育の在り方について」の諮問を受け、翌年に行った答申です。同答申は、心の教育の充実には、国民各層の幅広い理解と協力が不可欠であり、国や地方公共団体、教育関係者はもとより、一人ひとりの国民、企業やメディアなどの関係者の取り組みが求められる、としています。

本県においては、子ども一人ひとりが、人として調和のとれた成長を成し遂げられるよう、生命を尊重する心、他人への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、心豊かな人間性を培う「心の教育」を推進し、社会全体で子どもを育てる環境を整備するため、平成10年度(1998年度)に「豊かな心を育む教育推進県民会議」を設置し、県、市町、民間団体等との連携のもと、学校・家庭・地域社会が一体となった取り組みを進めています。

その後、平成23年1月に「石川の教育振興基本計画」が策定され、「心の教育の充実」が盛り込まれたことを機に、17の団体から構成される「心の教育推進協議会」が平成23年4月に立ち上がりました。これまでの県民会議の理念を引継ぎながら、心の教育の推進に向けて様々な施策を展開しています。

#### • 固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、性別を理由として、役割を固定的に分担するという意識です。我が国においては、こうした男女に対する固定的な役割意識が根強く残っており、この性別役割分担の克服が男女共同参画社会の実現のための課題とされています。

## さ行

#### ・在宅介護支援センター

各種の保健福祉サービスやその利用方法、在宅での介護に関する情報提供や相談を受け付ける機関。市町や社会福祉法人などが運営しています。

県内には31か所(平成26年(2014年)4月1日現在)あります。

#### ・就学継続支援B型

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知能及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。雇用契約を結ばない就労継続支援B型のほか、雇用契約を結ぶ就労継続支援A型があります。

## ・人権感覚

人権の価値やその重要性に鑑み、人権が擁護され、実現されている状態を感知 して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知し て、それを許せないこととするような、価値指向的な感覚のことを言います。

## ・シルバー人材センター

定年退職者等の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保し、提供する 業務を行う機関です。会員は原則60歳以上の健康な高年齢者です。

#### ・公益財団法人人権教育啓発推進センター

地域改善啓発活動を行うことを目的に総務庁所管の公益法人「財団法人地域改善啓発センター」として昭和62年(1987年)に設立されましたが、その後、平成8年(1996年)7月26日の閣議決定(「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」)を受けて、翌年、人権全般の教育・啓発活動を行うことを目的とし、法務省、文部省及び総務庁の三省庁共管として再編された公益法人です。

#### • 人権教育推進会議

国際的な人権尊重への関心が高まる中、児童生徒の人権感覚を磨き、人権意識

の高揚を図っていくことが強く求められていたことから、学校教育に携わる教員を対象に、人権教育指導体制の充実強化を図ることを目的として平成7年(1995年)に設置した研究協議機関です。

県内の公立小・中学校、高等学校、特別支援学校の人権教育担当教員で構成されています。

#### · 人権啓発推進月間

広く県民に人権尊重意識の普及高揚を図るため、同和問題を始めとする人権問題についての実態を訴え、人権の意義や重要性について、啓発活動を集中的に推進することとした月間です。今日までの同和対策の基礎となった昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申があった月である8月を月間としています。

## · 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国の市町(特別区を含みます。)に置かれており、県内の市町には180人(平成26年(2014年)12月)が配置されています。

なお、法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及びその支局並びに法務大臣が 委嘱する人権擁護委員を総称して法務省の人権擁護機関と呼びます。

## • 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう怖れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

#### ・セクシュアル・ハラスメント

労働省によるセクシュアル・ハラスメントの概念では「相手の意に反した性的 な性質の言動を行い、その対応によって仕事をする上で、一定の不利益を与えた り、又は、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と説明されています。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれています。平成9年(1997年)に改正されたいわゆる男女雇用機会均等法では、職場でのセクシュアル・ハラスメント防止を事業主の配慮義務と定めています。

#### た行

## ・第4回世界会議

平成7年(1995年)9月4日から同月15日まで、国連の主催により北京市で開催された会議で190か国の政府代表が参加しました。「平等、開発、平和」をテーマに冷戦の終結、民主化の動き、貧困の増大といった国際情勢の変化を踏まえ「婦女の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の実施状況の見直しと評価を行い、21世紀に向けての指針となる北京宣言及び行動綱領を採択しました。

## ・男女共同参画

#### (1)男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

#### (2)男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成11年 (1999年)に公布され、施行された法律です。男女共同参画社会の形成について の基本理念を定め、さらに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとと もに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めてい ます。

#### (3)いしかわ男女共同参画プラン2011

平成23年(2011年) 3月策定男女共同参画社会を早急に実現することを目的に、

平成13年(2001年)3月に策定された「いしかわ男女共同参画プラン2001」の策定後の社会情勢の変化やこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえるとともに、国の「男女共同参画基本計画」を勘案し、男女共同参画推進に関する基本的な取り組みの方向と具体的施策を示しています。

#### (4)石川県男女共同参画推進条例

男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっています。その実現のためには、 県民一体となって取り組むことが重要であることから平成13年(2001年)10月に 制定された条例です。基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするととも に、施策の基本となる事項が定められています。

## · 男女雇用機会均等法

雇用分野における男女の均等な機会及び確保を目的とした法律です。昭和61年(1986年)の改正後11年を経ても依然として男女の採用時、採用後の処遇における差別が残っていたため、更に平成9年(1997年)に一部が改正され、平成11年(1999年)に施行されました。

## ・地域改善対策協議会の意見具申

「同和問題の解決に向けた今後の方策の基本的在り方について」の検討をした 地域改善対策協議会が平成8年(1996年)に行った意見具申です。同意見具申は、 「教育及び啓発の手法には、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの 差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につ なげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があい まって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えら れる」と指摘しています。

また、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組み

を踏まえて積極的に推進すべきである」としています。

## ・地域包括ケアシステム

住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される体制です。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、体制構築に向けた取り組みが進められています。

#### ・同和対策審議会答申

同和対策審議会が昭和36年(1961年)、「同和地区に関する社会的及び経済的 諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、約4年をかけて審議 を行い、昭和40年(1965年)に行った答申です。同答申は、戦後の同和行政の大 きな指針となったものであり、その中で、同和問題の早急な解決は国の責務であ り、同時に国民的課題であると述べています。

# ・ドメスティック・バイオレンス

「ドメスティック・バイオレンス」とは、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。

配偶者からの暴力は、個人的な問題ではなく、多くの人々に関わる社会問題であることを県民が意識し、暴力を許さないという意識を社会全体で醸成するとともに、その根絶に向けた取り組みや被害者への支援の充実を図る必要があります。

#### は行

#### ・ハートビル法

高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより、建築物の質の向上を図り、公共の福祉に資することを目的として、平成6年(1994年)に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称です。

## ・バリアフリー社会

高齢者、障害者等を含む全ての県民があらゆる分野の活動に平等に参加する上で、これを困難にする様々な障壁が取り除かれ、安全かつ快適に生活できるよう配慮された社会です。

#### ハンセン病

らい菌によって引き起こされる感染力の弱い感染症です。まれに感染しても、 今日では治療法が確立しており、早期発見・早期治療により比較的容易に完治することができます。らい予防法は平成8年(1996年)に廃止されています。

# や行

## • 要配慮者

「災害対策基本法」第8条第2項第15号において、「高齢者、障害者、乳幼児 その他の特に配慮を要する者|と規定されています。

## ら行

# ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考え方をいいます。WHO(世界保健機関)の定義では、リプロダクティブ・ヘルスとは「女性の全生涯にわたる健康において、単に病気がない、あるいは病的状態にないということではなく、そのプロセスが、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることをいう」とされています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、又は産まないかなど、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶にかかわる女性の生命の安全や健康を重視するといった自分の健康を守る権利を意味します。

平成6年(1994年)カイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された考え方で、今日女性の重要な人権の一つとして認識されています。

# 資 料 編

- 1 日本国憲法(抄)
- 2 世界人権宣言
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 4 石川県人権施策推進会議設置要綱

# 日本国憲法 (抄)

昭和21年11月3日公布昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政 治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関 係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

#### 第3章 国民の権利及び義務

- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権 は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、 又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的に も私的にも責任を問はれない。
- 第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又 は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に 反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、 又は政治上の権力を行使してはならない。
- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- ②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相 互の協力により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利 を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負 ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

#### 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国際連合総会で採択

#### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の 支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権 についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進す ることを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

#### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、 理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

#### 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域である と、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国 際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

#### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

#### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける 権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別 をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国 内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公 平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の 場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。 第17条
- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更 する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によっ て宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己 の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び 思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を 有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ 有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができ る。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分 な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力によ る生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを 問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。 教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、 かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務 を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び 尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満た すことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、 人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与する よう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育 及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(在次報生)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を 提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る 事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

# 【附則】

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 石川県人権施策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 「石川県人権教育・啓発行動計画」について、関係部局の緊密な連携・協力を図り、同和問題をはじめとする人権課題への対応と諸施策を総合的、効果的に推進するため、石川県人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 石川県人権教育・啓発行動計画の策定等に関すること
  - (2) 石川県人権教育・啓発行動計画の推進に関すること
  - (3) 同和問題等、人権課題についての関係部局間の連絡調整に関すること
  - (4) その他、人権教育・啓発推進について必要な事項に関すること

#### (組織)

- 第3条 推進会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。
- 2 座長は、副知事をもって充てる。
- 3 副座長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

#### (運営)

- 第4条 座長は、推進会議を招集し、これを主宰する。
- 2 副座長は、座長を補佐する。

#### (幹事会)

- 第5条 推進会議に幹事会を置き、推進会議の運営について必要な事項を処理する。
- 2 幹事長は、人権推進室長をもって充てる。
- 3 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を召集し、これを主宰する。

#### (事務局)

第6条 推進会議の庶務は、総務部総務課人権推進室において処理する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項は、座長が別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 石川県同和問題連絡会議設置要綱は、廃止する。

#### 附則

1 この要綱は、平成26年4月8日から施行する。

# 別表1 (委員)

副知事 総務部長 危機管理監 企画振興部長 県民文化部長 健康福祉長 環境部長 商工労働部長 観光戦略進部長 農林水産部長 土木部長 教育長

別表2(幹事)

<u> </u>	
	総務課長兼人権推進室長
総 務 部	人事課長
	市町支援課長
危機管理監室	危機対策課長
企画振興部	企画課長
	県民交流課長
県民文化局	男女共同参画課長
	県民生活課長
	厚生政策課長
	長寿社会課長
	障害保健福祉課長
健康福祉部	医療対策課長
	健康推進課長
	子ども政策課長
	子育て支援課長
環境部	環境政策課長
商工労働部	産業政策課長
同工刀 >> 印	労働企画課長
観光戦略	観光振興課長
推進部	国際交流課長
農林水産部	農業政策課長
土 木 部	監理課長
	庶務課長
	教職員課長
教育委員会	学校指導課長
	生涯学習課長
	人権教育推進室次長
出 納 室	出納担当課長
警察本部	警務課長



